

むつ市議会第263回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

令和7年3月3日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）2番 杉浦弘樹 議員

（2）19番 佐賀英生 議員

（3）9番 富岡直哉 議員

（4）4番 工藤祥子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	高橋征志	2番	杉浦弘樹
3番	佐藤武	4番	工藤祥子
5番	濱田栄子	6番	櫻田秀夫
7番	住吉年広	8番	白井二郎
9番	富岡直哉	10番	村中浩明
11番	野中貴健	12番	佐藤広政
13番	東健而	14番	中村正志
15番	井田茂樹	16番	浅利竹二郎
17番	岡崎健吾	18番	佐々木隆徳
19番	佐賀英生	20番	大瀧次男
21番	佐々木肇	22番	富岡幸夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本知也	副市長	吉田真一
副市長	齋藤友彦	教育長	阿部謙一
公営企業 管 理 者	吉田和久	代 監 査 委 員	氏 家 剛
選挙管理 委 員 会 長	畑中政勝	農 委 員 会 長	坂 本 正 一
総務部長	吉田由佳子	総 務 部 長 シ ン タ ー 推 進	藤 島 純
総務部 管 理 機 監	畑山勝利	政 策 推 進 長	角 本 力
財務部長	松谷勇	健 康 福 祉 長	斉 藤 洋 一
健 康 推 進 課 長	畑中美雅	子 ども 見 守 り 課 長 s m i l e s c o f f i c e に り 所	菅 原 典 子
産 業 政 策 長	伊藤大治郎	都 市 整 備 長	木 下 尚 一 郎
建 設 技 術 長	小笠原洋一	川 内 庁 舎 長	杉 山 郷 史

會計
管理
會

中 村 智 郎

選舉事務
局長
管理員局

野 坂 武 史

監査委員
事務局長

小 田 晃 廣

農委事務
農政
策

立 花 一 雄

教育部長

福 山 洋 司

教委事務
教育
技術

畑 中 涉

水道局長
下市生理
生活

中 村 久

畑所
大所
舎長

松 本 邦 博

野所
協産政副
策理

山 崎 拓 也

民生次市
課
活一

加 藤 昭 広

務室
部長
部長

立 花 幸 一

総務課
部長

鈴 木 明 人

務主任
課長
課長

佐々木 大

総務主任
課長
課長

菊 池 亘

事務局職員出席者

事務局長
幹事
主任

佐 藤 孝 悦
澁 川 紋 子
瀨 角 朋 也

次 長
主 幹
主 任

石 田 隆 司
畑 中 佳 奈
浜 端 快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（富岡幸夫） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、杉浦弘樹議員、佐賀英生議員、富岡直哉議員、工藤祥子議員の一般質問を行います。

◎杉浦弘樹議員

○議長（富岡幸夫） まず、杉浦弘樹議員の登壇を求めます。2番杉浦弘樹議員。

（2番 杉浦弘樹議員登壇）

○2番（杉浦弘樹） おはようございます。2番杉浦弘樹です。むつ市議会第263回定例会において、3項目4点について一般質問を行います。市長並びに理事者各位におかれましては、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

1項目め、陸奥湾内の漁業についてお伺いいたします。陸奥湾での主要となる漁業は、ホタテ養

殖事業であります。近年は異常気象が原因でホタテの大量へい死が発生しております。これまでこういった状況は、数年に1度や10年に1度といったスパンで発生し、漁業者や行政は、その都度適切な対策を講じ、危機を乗り越えてきた歴史がありました。

しかし、最近では気候変動による海洋状況の変化から、ホタテ養殖事業は2年連続でホタテが大量死するというこれまで経験したことがない危機的状況が発生し、100億円産業と言われる青森県の重要な産業が厳しい局面へと変わりつつある現状です。

県では、ホタテ養殖を取り巻く急速な環境変化に対応するため、令和6年に陸奥湾ホタテガイ総合戦略を策定し、県の主要産業を守る対策を講じておりますが、まずはホタテの養殖事業者の経営環境を整備するため、安定的な生産に対策を講じる必要があるものと認識しております。

現在高水温によりホタテの大量へい死が発生しているということは、マスコミ等でも広く報道されております。しかし、ホタテ養殖は海という見えない環境下で行う難しい産業でもあることから、湾内で生息する生態系に何らかの環境変化が生じていることが原因ではないかとも研究機関等では言われてきております。

市では、こういった陸奥湾内の環境変化に対し、どのような見解を持ち、むつ市でも重要な産業であるホタテ養殖事業をどのように守っていく考えなのでしょうか。

そこで、1点目の質問は、二年連続ホタテのへい死率が高い状況となっているが、今後持続可能なホタテ養殖事業を行っていくための市の見解と対応についてお聞きします。

2項目めは、行政の伝達手段についてお伺いいたします。行政の情報伝達には、主に平常時と災害時で情報伝達に大きな違いがありますが、災害

時における情報伝達は、自分の命を守るという防災につながることから、迅速かつ正確な情報を住民に伝える責務がある非常に重要な役割があります。

むつ市では、災害時における情報伝達手段として防災行政無線、テレビ、携帯電話などの情報端末、ラジオ、広報車の5つの情報伝達手段を柱とした災害の特性に対応する伝達手段の活用しております。しかし、これまで5つの柱のうちの多くの役割を担ってきた防災行政無線がデジタル化により大きく役割が変更となりました。災害時の情報伝達においては、情報が届かない人をなくす方策を確立することが必要であることから、市ではこの情報伝達手段、特に防災行政無線における役割の変更について、情報端末による伝達手段の活用に力を入れています。

今後多重かつ多様な伝達手段を整備する観点から、防災行政無線の役割がこれまでと大きく変更となった部分を情報端末の活用で災害情報が届かない人をなくす方策を取っていくと思われれます。

そもそも市では、誰一人取り残すことのない社会の実現に向けて現在取り組んでおられますが、災害情報の伝達においても、これは該当すると思えます。

こういった考えから、市ではこれからの災害情報の伝達についてどのようにお考えでしょうか。

そこで、1点目の質問は、防災における情報伝達の市の見解についてお聞きします。

3項目めは、地域活性化についてお伺いいたします。急速な人口減少と若者の地域からの流出により、地方は労働力人口の減少、消費市場の縮小、地域経済の衰退という負のスパイラルに陥っており、都市部以外ではどこも同じ問題を抱えている現状であります。

そして、私の住む脇野沢地区も例外ではなく、これまで長い間受け継がれてきた伝統や文化が後

継者不足により継続が困難になり、やめてしまう事例が増えてきており、事業の継承に向け、行政と地域が一体となって対策に取り組んでいる現状です。

また一方では、地域の特性を生かして新たな事業を行うケースも出てきており、現在脇野沢地区では企業が新たな事業を始め、衰退する地域の活性化に向け取組が行われております。

市では、地域の活性化について、主要課題と位置づけておりますが、地域の持続的発展に向けては、事業の目的や進捗状況、今後の事業方針、効果の検証といったことが必要であると同時に、住民とのコミュニケーションを深め、問題解決を図る上ではこれらのことが非常に重要であるものと考えております。

そこで、1点目の質問は、脇野沢地区で開催した焼き干し体験会の目的と効果について。

2点目の質問は、脇野沢海域でのサーモン養殖事業の推移と今後についてお聞きします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 杉浦議員のご質問にお答えいたします。

まず、陸奥湾内の漁業についてのご質問につきましては担当部長から、行政の情報伝達手段についてのご質問につきましては、副市長からの答弁とさせていただきます。

次に、地域活性化についてのご質問の1点目、脇野沢地区で開催した焼き干し体験会の目的と効果についてお答えいたします。脇野沢の焼干は、カルシウムが多く栄養価が高いことや、焼くことで香ばしさを増し、うまみが凝縮され、風味がよいことなどから、現在でも首都圏の高級料理店等から引き合いがある地域を代表する特産品の一つであります。

長年にわたり市内外で親しまれてきた焼干であります。人手不足や高齢化等により、令和4年度を最後に生産が途絶えており、現在は原料となるイワシの漁自体が行われなくなるなど、危機的状況となっておりますことから、焼干の作り方や食文化を次の世代に継承し、地域の稼ぐ力を創出するため、市民の皆様とともに「脇野沢焼き干し大作戦」と題して焼干作製の工程を体験するイベントを開催したものであります。

当日は、約50人が参加し、イワシの下処理から串打ち、炭火で焼くまでを体験した皆様からは、焼干を残してほしい、この取組を継続してほしいなどの声をいただきました。また、このイベントの様子を各種メディアを通じて発信することにより、焼干の魅力と現状を広く周知できたものと認識しております。

今年度の取組をきっかけとして、引き続き事業継承の可能性について検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

（吉田 真副市長登壇）

○副市長（吉田 真） 杉浦議員のご質問にお答えいたします。

行政における情報伝達手段についてのご質問、防災における情報伝達手段の市の見解についてお答えいたします。

まず、市では整備を進めてまいりました防災行政無線のデジタル化整備事業につきましては、令和6年12月までに完了し、その後本格運用を開始しております。このデジタル防災行政無線の運用につきましては、突発的に起こる津波から早期に避難することで命を守ることに主眼を置き、あらかじめ情報を得られる風水害等の災害ではなく、津波災害に特化したものとして市内沿岸部を整備

の対象範囲としたところであります。したがって、デジタル防災行政無線の緊急放送以外の情報につきましては、情報伝達手段5本の柱のうち、テレビ、ラジオ、情報端末及び広報車により情報提供することとしております。

本年1月からは、5本の柱の一つである情報端末において、スマートフォン用のむつ市防災放送アプリ「コスモキャスト」をリリースしております。このアプリは、Jアラートなど緊急放送や避難情報をスマートフォンで音声及び文字情報としてお知らせできるようにしております。

一方で、スマートフォンは、災害時に非常に役立つツールであるため、主に高齢者を対象としてスマートフォンの使用方法を学ぶ教室の開催及びスマートフォンの購入に対する補助制度も整備しております。

また、エフエムアジュールのインターネットを利用したサイマル放送の導入により、エフエムラジオの不感地帯の補完を図っておりますほか、本市からの要請に基づいて、災害情報や避難情報をテレビやラジオで放送する協定を関係事業者と締結しております。

さらに、広報車の運行では、消防団等と連携し、避難行動要支援者情報を活用して安否確認や避難支援を行うなど、高齢者や支援を要する方の適切な避難につなぐ体制の整備を構築しております。

このように5本の柱を一つ一つ強化、改善していくことで、市民の皆様が災害時必要とされる情報を迅速かつ適切に発信するように対応しております。

青森県から本年1月に発表のありましたAomori防災・減災強化Action Programにおきましても、防災の課題を自分事と捉える必要性がうたわれており、自ら防災に関する情報を収集する大切さを啓発するとともに、市民の皆様にはご自身の生活スタイルに合わせた情報収

集をしていただけるよう、周知、啓発活動に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 陸奥湾内の漁業についてのご質問、二年連続ホタテのへい死率が高い状況となっているが、今後持続可能なホタテ養殖事業を行っていくための市の見解と対応についてお答えいたします。

昨年の陸奥湾の水温は、一昨年に引き続き、夏から秋にかけてホタテガイの生育に影響を与える高水温が観測されたものの、10月頃の稚貝の分散時期には、陸奥湾ほぼ全域において、流通等により稚貝が確保された状況でありました。

しかし、その後、むつ市管内の陸奥湾では青森市から野辺地町の海域ほどではないものの、へい死が確認されていると漁業協同組合などから伺っております。

陸奥湾全域において11月に実施された実態調査以降、ホタテガイのへい死が確認されており、この要因として地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所では、高水温の長期化だけでなく、餌不足も複合したとの見解が示され、今後の対策として高水温や餌不足にも対応した養殖方法の改善を提示しているところであります。

また、県では令和6年10月に陸奥湾ホタテガイ総合戦略を策定し、生産者や関係団体等と役割分担しながら、ホタテガイの持続的発展に向けた施策に取り組むこととしており、市といたしましても、今後とも漁業者の皆様や漁業協同組合との対話を重ね、県や研究機関等の関係団体と連携を図り、一致団結して持続可能なホタテガイ養殖の実現に向けて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、地域活性化についてのご質問の2点目、脇野沢海域でのサーモン養殖事業の推移と今後についてお答えいたします。脇野沢海域でのサーモ

ン養殖については、組合員である日本サーモンファーム株式会社が令和6年10月に直径50メートル円形生けすを1基設置し、中間育成した種苗魚を12月下旬に海水へ馴致した後、沖合の生けすへ収容作業を実施し、本格的にサーモン養殖が開始されました。収容したサーモンの種苗は、1尾の平均体重は455グラムで、収容尾数は5万尾であり、冬から夏にかけて生育し、今年の6月から7月頃に1尾平均3キログラムを目標に100トンの水揚げが見込まれています。

今後の養殖事業につきましては、令和7年度中に養殖生けすを1基追加し、来期は生けす2基で実施する予定で、将来的には16基、生産能力は4,000トンとなる見込みと伺っております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） ご答弁ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきます。

まずは、1項目目の陸奥湾内の漁業についての1点目、二年連続ホタテのへい死率が高い状況となっておりますが、今後持続可能なホタテ養殖事業を行っていくための市の見解と対応についてです。ちょっとだけ話がずれますけれども、新聞で報道されておりましたが、先月の27日の青森市議会の一般質問において、陸奥湾のホタテ養殖が厳しい環境下に置かれていることを念頭に青森市では、高水温に強い新たな魚種として期待されるカキの養殖試験などの漁業者側の取組に新年度から支援をするといった答弁をしております。これが新聞等で報道されておりました。これは、青森市内の漁業者の将来的な所得安定対策からくる支援であると思われるのですけれども、こういった問題解決に向けて、行政側と漁業者が密にコミュニケーションを取っているからこそできた支援策であると私自身考えております。

話を戻しますけれども、こういったことから、

市では県の持続可能なホタテ養殖における対策を今後講じていくと思うのですけれども、そのほかに青森市のように漁業者に対する独自の対策をするために、新たな養殖品目の開発でなくてもいいので、市内にある湾内の漁協とホタテの大量死の原因は何なのか、抜本的対策等について、現在積極的にコミュニケーションを取って意見交換をしているのか、そして今後市ではそういった対策をやっていく考えというのがあるのかどうか、こちらのほうをちょっとお聞きしたいと思いません。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 漁協等とのコミュニケーションは積極的に取られているのかということでございますけれども、今年度から新たに水産業専門官を設置いたしまして、ほぼ毎日のように漁協あるいは各庁舎のほうに訪問させていただいて、水揚げの状況、その他ホタテに関する情報はもちろんですけれども、そういうことにつきまして共有させているという認識でございます。

新たな市の補助メニューとか、そういったものは現在のところありませんけれども、昨年県で実施しました親貝の確保の対策であるとか、そういうところにつきましては、しっかりとアンテナを張って対応させていただきたいと思しますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） ナマコに関しては、資源増殖推進の観点から、放流事業などを積極的に市ではこれまでも予算のほうをつけて実施してきておりますけれども、私が議員になってから感じるに、これまで市がホタテ養殖に対する対策や支援というふうなところに関しては、水揚げ減少による共済の支援といった金銭面による支援が主だったのではないかと思います。

どうしてもホタテの安定生産に向けた事業の支

援、そういったものはあまりなかったような感じがしているのですけれども。

そこで、このホタテ養殖、安定的に今後ホタテ養殖事業を続けていくに当たって、私のほうから一つ提案させていただきたいと思うのですけれども、現在陸奥湾ではホタテの大量死の原因は、先ほど答弁でもありました、まずは高水温です。これと餌不足が複合した形だというふうに水産総合研究所のほうからも研究結果が出ているのですが、実際にほかの研究機関等とかの調査を見ますと、異常気象による高水温のほかに、湾内において貧栄養化が進んでいて、それが原因ではないのかという指摘する声があります。

この貧栄養化とは、水中に溶けている栄養塩が不足していることを言ひまして、栄養塩が不足すると、生物の生産性が低下する現象を引き起こします。これが近年発生するホタテの大量死につながっているのではないかとされており、そしてこの貧栄養化対策として有効なのが海底耕うん、こういった事業が有効な手段であると提言した研究機関があります。

海底耕うんとは、海底を鉄製の機具でかき混ぜて、海底の環境を改善する作業のことでありまして、海底の土、砂、泥をかき混ぜることにより、栄養塩を海中に巻き上げる効果があり、実際に陸奥湾のように湾がある沿岸の漁協が、ほかの地域でありますけれども、協力して、海の環境保全を実施するため、この海底耕うんを行っている事例もあります。

ただ、この海底耕うん事業なのですけれども、デメリットもありまして、海底をかき混ぜる作業のため、ナマコ漁に影響するのではないかと考えたことも考えられております。しかし、主要産業であるホタテ養殖事業が危機的状況であります。2年連続でこれだけへい死率が高いといったことは今までなかったので、危機的状況と言えると思

うのですが、こういった対策をむつ市や陸奥湾の沿岸の自治体と一緒にやっていく必要があるのではないかと私自身考えております。市では、この海底耕うんの有効性について、どのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 海底耕うんについての詳細な答弁につきましては、担当部長からさせていただきましても、まず水産関連の全般的なお話をいただきましたので、私のほうから全般の答弁をさせていただきます。

今水産環境が非常に悪化しているとか、海水温が上がったり様々な海の状況が変わっておりますので、陸奥湾だけの問題ではないと認識しております。陸奥湾に目を向けますと、ホタテガイの養殖が非常に厳しくなっている状況でありまして、むつ市というところは大畑、関根の外海のほうもありますので、外の海のほうを見ていただければ、魚が実際捕れないというような状況にありまして、養殖と外の海の環境を有しているのが当市でございますので、それぞれ課題が異なっているということでございます。

現在水産庁でメニューとしております海業のプランを幾つか市の事業として今提案をしているところでございますけれども、全体的に津軽海峡側、陸奥湾側の水産業に対するプランを新年度漁業者の皆さんとつくっていく方針でございまして、現在漁師の皆さん、漁業協同組合の皆さんと合意、コンセンサスを得ている状況にあります。なかなかまだ発表できる段階にはありませんけれども、現状としてはそういった取組を陸奥湾だけではなくて、大畑、関根の津軽海峡のところも含めて今やっているところでございます。

これまで、補償も含めて金銭面的なご支援を、杉浦議員から話していただいた支援を市ではやってきたということでございますけれども、先ほど

担当部長からもありましたとおり、水産業専門官を配置いたしまして、今漁協、漁師さん、各庁舎と連携をして、どういう形で水産を今後市としてやっていくか、そういったプランをつくる予定としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） それでは、海底耕うんにつきまして、答弁させていただきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、メリットとデメリットがあるというふうに認識しております。メリットにつきましては、先ほどの話にもありましたとおり、海底の栄養塩が流出して、プランクトンが流出しやすい環境になるということ。デメリットといたしましては、ナマコの話もありましたけれども、泥が舞い上がることによりまして、ポリドラというものが発生して、それがホタテガイに付着するといったことが挙げられております。ポリドラに付着されたホタテガイは、貝殻がもろくなりまして、漁獲時に殻が壊れやすくなり、商品価値を低下させ、また成長阻害、またはへい死に至るといったような影響も与えるというふうに聞いております。

市といたしましては、陸奥湾ホタテガイ総合戦略を踏まえて漁協や漁業者の皆様の意向を確認した上で、陸奥湾全体に関わることでありますので、県や研究機関等の関係団体の知見を踏まえながら、対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） ありがとうございます。私も県の陸奥湾ホタテガイ総合戦略、こちらのほうを見させていただきました。主にホタテを安定生産するための方策といいますか、施策のほうが載っているのですけれども、代表的なところでは、高水温に対応するような生産性の改善等が記載され

ているというふうなことで、私も読ませていただいたのですけれども、やはり海の環境を改善していくというふうなところについては、先ほど申し上げた県のほうで令和6年度から実施している陸奥湾ホタテガイ総合戦略の部分については載っていないというふうなこともあります。

今市長からも答弁ありました海業プラン、こちらのほう、関係団体のほうと話を進めているといった現状だというふうなことで答弁ありましたけれども、やはり海の環境が著しく変わってきているというふうなものも現状であります。

何より最大の原因は高水温ではあるのですけれども、その高水温によっていろいろな弊害が出てきているというふうなこともやはり考えられますので、今後何とか市のほうでもいろいろと調査研究をしていただいて、持続的なホタテ養殖に向けて行政側としても取り組んでいってほしいと思いますし、何より漁業者と密にコミュニケーションを取っていただいて、漁業者側からの提案で支援をする体制を構築するのではなくて、行政側のほうからも発信して、漁業に対する支援を構築していくような形を取っていただきますようよろしくお願い申し上げます。1項目めの再質問を終わらせていただきたいと思います。

では、2項目めの行政の情報伝達手段について、防災における情報伝達の市の見解についてということで再質問させていただきます。先ほど答弁がありました防災放送アプリ「コスモキャスト」、もう運用のほうをしているというふうなことで答弁がありました。この防災放送アプリ「コスモキャスト」、こちらの導入した経緯、それはどういったことからこの「コスモキャスト」を導入するに至ったのか、そちらのほうをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） お答え

いたします。

まず、「コスモキャスト」の導入経緯なのですが、けれども、「FLAT—ふらっと—」等とか町内会から、アナログの防災行政無線からデジタルに替わるというところで、これまでの町内会での放送等ができなくなるということから、それだと困るというふうな声がありましたので、その内容を踏まえて調査して、今の現在のアプリをリリースしたという状況になります。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 町内からの要望で、これまでアナログで使っていた、町内のコミュニケーションツールとして使っていたと思うのですが、それがデジタルによって使えなくなるといったところから、この「コスモキャスト」を導入したというふうな経緯だと思うのですが、とはいえ、この「コスモキャスト」は防災放送アプリというふうな形になっております。

町内のコミュニケーションツールとしても使える、そこを役割として補っていけるというふうなところもあるのですが、これまで防災行政無線の部分においても役割のほうが少し変わるからといったところで、そこを補うために防災放送アプリという名前で「コスモキャスト」のほうを運用しているかと思うのですが、

やはり「コスモキャスト」、非常に私はいいものだと思っております。だからこそ、導入するに当たって、今後「コスモキャスト」を利用するユーザーの登録者数、こういったものの目標をきちんと行政側のほうで設定して運用していけば、非常に防災情報の部分からも手厚く支援していけるような環境整備になっていくのではないかと、このように考えているのですが、まずは「コスモキャスト」を登録する住民の方々の数値、そういった目標を設定しているのかどうか、こちらのほうを

お聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） お答えいたします。

まず、「コスモキャスト」のダウンロード数といますか、利用の目標値というのは、特に地域ごとには定めてはおりませんが、その申請段階では防災かまふせメールの利用数1万500人をベースに、2026年度末で1万1,000ダウンロードを目標にしております。

ただ、これから各町内会とか地域で使っていただくということになりますので、それ以上にインストールしていただけるように、こちらでは様々な研修会とか町内会に出向いてのインストールのお手伝いとかしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 今答弁ありました。1万1,000人がダウンロードすることを目標にやっていきたいというふうなことではあるのですが、むつ市の人口は5万人ですね。スマートフォンを使える確率、スマートフォンを使う年代の人たちがかなり一定数いる中で、1万人というふうな目標設定は、やはり私は非常に少ないのではないかと思います。何より防災放送アプリでございますので、もっとこの目標設定のほうを上げていただいて、特に高齢者の部分、高齢者がスマートフォンを使えるようになって、「コスモキャスト」をアプリとしてダウンロードする。その年齢層の部分での目標設定を具体的にしていかないと、災害時の情報が届かない人をなくすという観点から、やはりどうしてもこの「コスモキャスト」が正しく運用されていかないのではないかと考えております。

そういったことから、今答弁でありました1万1,000人のダウンロードを目標としているという

ことでありますけれども、もっと年齢層を絞った形での目標設定は、今後していく可能性はあるのかどうか、その部分をお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 防災放送アプリ「コスモキャスト」は、完璧なものではございませんで、より多くの市民の皆様が各種情報、いわゆる災害情報を受け取れる環境を整備していく、これが市の方針でございます。災害情報伝達手段の多様化及び多重化を図っていく、これが必要と考えております。

これまでもそうなのですが、防災行政無線中心にやってきましたけれども、先ほど吉田副市長からも答弁させていただいたとおり、当市の災害情報伝達手段というのは5本の柱を掲げてございます。それは、テレビ、情報端末、防災行政無線、ラジオ、広報車ということになりますけれども、テレビであればLアラート、地域災害情報が発信されていたり、テレビで大きな地震が来たり、津波が来たりするのが分かります。

もう一つは、情報端末が防災かまふせメール、市公式ホームページXなどのSNS、LINE、「むちゅぱ」、ここに防災行政無線と情報端末の間にあるのが防災放送アプリでございます。防災放送アプリを5万人の皆様、5万人というのはゼロ歳児の赤ちゃんも含まれますので、そこはなかなか難しいというので、そういう年齢層ということを杉浦議員おっしゃっているのだと思うのですが、もちろんそこも含めて、高齢者のスマホの所有率が低いので、今スマホ購入応援事業をやらせていただいております。

情報伝達を全て「コスモキャスト」でやるということではなく、5本の柱をさらに充実させていくもう一つのツールが増えたというふうにご理解いただければ、もちろん防災行政無線が今ない地域もありますので、そういったところには広報車

はじめラジオ、先ほど言ったサイマル放送も含めて、不感地帯にはインターネットでラジオが聞ける体制も整えていますし、そういったものを多重化、多様化していく、どんどん、どんどん増やしていくということが今の市の政策としてあるということをご理解いただければと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 今市長からも答弁ありました、より多くの住民、そして多様化、多重化を目的に整備していくというふうなことでの話がありましたけれども、やはりより多くの住民がいろいろな方法で災害情報を得るためには、利用者のほうが目に見える形で今整備されておりますので、目標設定というふうなのはある程度高い目標設定をして、誰でも使えるような形で整備していくのが一番私は重要であると考えております。

この「コスモキャスト」を導入する経緯、先ほど答弁ありましたけれども、アナログからデジタルに替わることによって、町内からの要望があったというふうなことです。

この情報伝達手段の部分においては、12月定例会でも工藤議員もいろいろと一般質問されておりました。どうしても防災行政無線のほうが今までとは違う役割、あとは整備方法、整備方針がなされているので、今まで使っていた部分から使えなくなる部分が多いというふうなことで、何とかそこをカバーしてほしい、もしくは元に戻してほしいといった住民側からの意見がこれまで多数あったと思うのです。

実際これ「FLAT—ふらっと—」でも出ていたと思うのです。だからこそ、この「コスモキャスト」を導入していったというふうなことであると思いますので、何とかそういった観点から見ても、この「コスモキャスト」を利用する人が増えていってほしい。そうすれば、今後防災行政無線が今現状で、以前よりも違う形で整備されている

ところに関しての住民の不安といったところが解消されていくと私は思っておりますので、何とか目標設定のほうをしていただきたいと思いますと思っております。

最後に、「コスモキャスト」使った方法の部分でちょっとお聞きしたいことがあるのですけれども、実際に「コスモキャスト」、スマートフォンさえ使いこなせば、平常時や災害時の情報伝達機能の部分からも非常に有効に使えますし、何より以前この議会でも答弁されていたような気がするのですけれども、予算の部分においても行政側で比較的安価で導入できたというふうなことで聞いておりました。

非常に優れたものであるとは思っておりますけれども、どうしてもスマートフォンといった情報端末を使いこなせない住民がいた場合、例えば今市のほうでも購入補助や、あるいは使い方を教えているサービスのほうをやっておりますけれども、そういったのを受講していても、なかなか使えない人というのは多分出てくるかなと思っております。そういった場合、個別に「コスモキャスト」が使えるタブレットを配備して、例えば災害情報を自動で受信して、情報端末が操作できなくても災害情報を知ることができる、そういった部分はこの「コスモキャスト」で可能かどうか、そちらのほうをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） お答えいたします。

まず、タブレット。タブレットというのは、今一般に出回っているタブレットはアンドロイドかiOSのアイパッドがありますけれども、どちらでも「コスモキャスト」のアプリをインストールして利用することは可能です。ですので、どうしてもスマートフォンを使えない家庭にタブレットを配布するというのも可能性としてはあると思

ますけれども、こればかりは予算とか様々踏まえることがありますので、それらを調査研究して進めていきたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） この部分なのですけれども、昔で言ったら防災行政無線の戸別受信機みたいな役割がなされていくのかなと私は思っております。そういった部分から考えても、この「コスモキャスト」は非常にいいものだと思っております。

これ、どうしても予算のほうもある程度かかってくる部分もあるので、なかなかこの場での返答というのは難しいとは思いますが、どうしても高齢者の方で情報端末を使えない方がいると思うので、ぜひとも今提案したいのです。

災害が起きたとき、自助、公助といった形で対応してくださいというふうなことでお話しされるのですけれども、何よりもまず自助の部分が確立されていなければ、公助の部分というふうなのは行っていけないというふうな基本的な考えが私の中ではありますので、「コスモキャスト」をこの地域で運用していくに当たって、高齢者の方々、情報端末を使えないの方々に対しても何とか災害情報が行き届く環境整備という観点から、今話をしましたタブレットの配備、操作しなくても災害情報や地域の情報を得ることができる、そういった環境整備のほうを今後調査研究して、可能であればぜひとも導入していただきたいなと思っております。これで2項目の質問を終わらせていただきます。

それでは、3項目め、地域活性化について、脇野沢地区で開催した焼き干し体験会の目的と効果について再質問いたします。まずは、焼き干し体験会の目的と効果についての答弁で、事業の継承を目的に、効果については焼き干を広く周知できたというふうなことで答弁がありましたけれども、今回行っている事業のほうは、この焼き干を作る作

業を体験してもらうというふうなことで行っていると思います。

これまで脇野沢地区の特産品である焼き干、脇野沢でイワシが水揚げされ、それを原料として焼き干、焼く作業をして作っていったというふうな経緯があります。それをすることによって、地域ブランドとして高い評価を得てきたというふうに思っておりますけれども、今後この原料となるイワシ、こちら脇野沢での漁の復活の部分においては、今後漁船側のほうでは焼き干し体験会を行うに当たって、漁の復活の部分についてはどのように行っていく考えなのか、そちらのほうをお聞きしたいと思っております。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

原材料であるイワシ等の確保については、現在脇野沢地域でイワシ漁を営む漁業者の方はおりません。今後脇野沢流通センターの建設や国の事業である海業の振興を通じて地域のにぎわいを創出し、地域住民の皆様、特に若い方々を中心に脇野沢で漁業をやりたいと感じていけるような魅力ある漁村地域づくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、原材料の確保の仕組みについても同時に検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 私、このイワシ漁の復活についてなのですけれども、今部長のほうからも答弁ありましたが、そのやり方で漁が復活するかどうかというふうなのは非常に微妙だなと今答弁聞いて思いました。何より今この漁業の部分において、特にホタテ養殖事業の部分においても以前とは違い、稼げる形態になってきたというふうなことで、脇野沢地区でも若い方々、漁師さんの息子さん、今まで例えば私の年代の漁師の息子たちは、当時

稼げなかったもので、継いでいる人は本当にごく一部です。割合的には、ごく一部です。ところが、今の20代の若い人たちは、ホタテのほうが大分単価が上がって、経営状況が安定してきたというふうな観点から、食べていけるといふことで、継ぐケースというのは非常に割合的に多くなっておりま

す。数のほうは、そんなにも多くないですけれども、そもそも私の年代のとき、同級生というのは、脇野沢地区では大体45人から50人近くいました。今の20代の年代がどのくらいいるかというと、10人か20人しかいないのです。半分減っている中で、でも事業を継いでいるケースというのは、私の年代では、この近辺のところは1人か2人しかいないのが、20代では3人、4人、5人といふのです、実際。そうすると、漁業に定住していく部分については、やっぱりパーセンテージ高いと思うのです。

そういったところから、今現状で20代の人たち、脇野沢で漁業をやっている方々に対して、行政側のほうで補助をするので、特産品の開発の部分で焼干の事業を何とか残していきたいから、漁のほうをやっていただけないかというふうなことで、漁協側のほうとも話をし、そういった、漁協とかでは部会のほうをつくったりするのですけれども、そういう焼干の部会を若い人たちにつくってもらって、そこに対して支援して行って、何とか原料のほうを確保していくというふうなことが現実的なのではないかなと私自身個人的には思っております。この部分について、市のほうではどのように考えるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 杉浦議員おっしゃるように、私自身も脇野沢の漁師の皆さんと話すと、若い漁師さんが結構稼げているというような状況にあり

まして、それはホタテではなくて魚の単価が高くなってきて収入があると。イワシがなくても収入があるので、わざわざイワシをやらなくていいというようなお話をされているような方が多くて。

まず、今回焼き干し体験会をさせていただいたのは脇野沢村漁協の皆さんにもご相談申し上げましたし、なかなか無理だと、もうやっている人いないと。先ほど来申し上げているとおり、令和4年度からイワシ漁もやっていないと。イワシ漁はやっていないし、焼干ももう無理だと、やめるという中で、産業政策部長はじめ担当課の職員が何とかやりたいという思いから焼き干し体験会を実施させていただいて、やってみれば、脇野沢地域の皆さんが、やっぱり懐かしくていいよねと言ってくれて、まずはやる雰囲気醸成。

先ほど担当部長からもありましたけれども、今脇野沢流通センターの建設事業ですとか、海業の振興も含めて、行政ができることは、まず皆さんやってみましょうということをやっていくということで、実際やるのは漁師さんはじめ地域の方なので、その人たちがやってくれる、立ち上がってくれなければ事業としてはやっていけませんので、まずはそのことに取り組んでいるという状況でございます。

杉浦議員から提案のありました研究会とか勉強会の中で若手漁師の皆さんがやるということであれば、行政もタッグを組んで、これからも脇野沢の焼干を残していきたいと思えます。

付け加えて言えば、例えば仙台の牛タンは有名ですけれども、仙台の牛が牛タンになっているわけではなくて、どこからか仕入れてきて牛タンになっていますので、もしかすると脇野沢のイワシではないかもしれませんが、陸奥湾平館海峡から捕れたイワシを使って、それが焼干になる、それで脇野沢が産地になる。

そのことも含めて、できることは幾つかあるの

だと思えますし、今地域おこし協力隊も脇野沢で実施できないか、検討している中で、焼干をやるために地域おこしをやるという目的をつくって地域おこし協力隊を雇うこともできます。佐井村では漁師縁組もやっていますので、そういった目的を持って地域おこし協力隊もできます。地域の皆さんとどうやったら焼干を残せるのかを協議を続けながら、もちろん提案いただきました漁業協同組合の若手だけではなくて、組合の皆さんと、こうしたらできるのではないかと提案をいただければ、それに向かって共に歩んでまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） この焼干の部分において、なぜ事業のほうが継承できずに終了していったかといいますと、もともとは焼く作業のほう、これ我々が言ったら陸仕事とよくしゃべるのですけれども、この陸仕事の、要は人員の確保ができないというふうなところから、最終的に漁のほうをやめてしまおうというふうなことでやめた経緯があります。

最後までやっていた漁師さんが、実は今話されている部分なのですけれども、私もそこにしょっちゅう議会がないときとか、活動がないときに朝早く乗って、イワシ漁、普通に網のほうを引っ張って、イワシを水揚げしていたというのがあるのです。今まずこの体験会を実施するに当たって醸成づくりが必要だというふうにおっしゃっていましたが、確かにそのとおりだと思います。なので、経緯とすれば、陸仕事のほうをやることのできないから漁のほうをやめてしまおうということだったので、陸仕事の部分をきちんと確保する環境整備ができれば、また漁のほうも、ではやっていくかというふうな形になる可能性があると思っております。

だから、その部分において、行政側のほうでも

この醸成づくりのほう、今後取り組んでいってほしいなと思えますので、何とかよろしく願いいたします。

それでは、2点目の脇野沢海域でのサーモン養殖事業の推移と今後についてということで、時間もなくなってきましたので、こちらのほうは要望をして終わりたいと思います。

令和6年から本格的に開始されたということであります。今後は生けすを増やして生産能力を増やしていくというふうなことで答弁がありましたけれども、民間企業が行っている養殖事業でありますので、生産能力を増やすということは分かるのですけれども、例えばそれを増やしたから地域の特産品で何か加工できるような形に回せるといったところというのは、まだまだ不透明なところがあると思います。

市長も最近、この養殖事業を視察されておられますよね。私もたまたまちょっと聞いたのですけれども、視察しているということは、何らかの活用のほう、市のほうで活用できないかというふうな部分、考えていると思います。何とか事業者と意思疎通を図った上、つくる部分から地域ブランドの構築に向け、事業者側と話し合いを続けて、脇野沢の特産品のほうをつくっていけるような形で前向きに頑張ってもらいたいと思っておりますので、そちらのほう、最後要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（富岡幸夫） これで、杉浦弘樹議員の質問を終わります。

ここで、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐賀英生議員

○議長（富岡幸夫） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。19番佐賀英生議員。

（19番 佐賀英生議員登壇）

○19番（佐賀英生） おはようございます。19番、市誠クラブの佐賀英生でございます。むつ市議会第263回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問いたします。理事者各位の前向きな答弁をよろしく願いいたします。

本日3月3日といえば、日本中の誰もが知っている記念日、サルサの日です。今日はサルサの日ですから、私たちはサルサを踊って、少しでも皆さん、サルサの日を祝ってあげましょう。そして、その後には同じく今日の記念日である白い液体で、皆に有名なジュースがあるのですけれども、それも今日その記念日ですので、それを飲んで楽しみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、昨日まで3月初旬とは思えないほど暖かい日々が続きました。春の到来を感じさせられましたが、まだまだ油断はできません。私が気候の変化を感じたのは、今から二十四、五年前でありました。イカの水揚げがされ始めるのが7月の下旬あたりからなのですが、この辺りから二、三週間遅れ始め、それがずっと続き始めてきたのです。

私たちは、農産物の収穫、水産物の水揚げ、木々の変化により季節を体で感じ、体現し、四季を感受してきたのではないのでしょうか。ところが、ここ四半世紀、確実に季節が変わり始めていると感じているのは私だけではないと思っております。

気候が変化しているのは諸説あり、一番言われているのは地球温暖化です。京都議定書により1997年、地球温暖化対策のための国際的な取組を目的とし、先進国に温室効果ガスの排出削減を義

務づけたものですが、当時某大統領が反対し、従わず、次の大統領は協力、参加したのですが、復活したこの某大統領というのが厄介なものでございまして、今回もナンセンスだと、批准しないと宣言いたしました。

また、世界を見れば、ドイツ、フランスは原子力発電を取りやめ、特にドイツに至っては建物まで破壊し、化石燃料に移行しましたが、ロシアのウクライナ侵攻で電力不足が顕著となり、国家財政に多大なる負担を与えたとのこと。ただし、先般、電力供給のために両国とも原子力発電を復活させるとの報道を目にいたしました。

いずれにいたしましても、ここまで来ている温暖化や気候変動は、すぐには元に戻ることはできないので、現状に合った生活と覚悟、現状に合った産業の構築と変化、現状に合った考え方と行動を余儀なくされてきているのではないのでしょうか。しばしの覚悟と決断が必要と考えております。

それでは、通告に従いまして2項目について質問いたします。

1項目めの市有地及び市所有建造物の売却・有償貸与について質問いたします。地方では少子高齢化、若い人たちの転出、東京一極集中などが遠因となり、学校を中心とした公共施設の未利用施設が廃止となって進んでいると聞いております。当初公共目的のために利用しようとしていた土地も、前段と同じような理由で、近年材料の高騰により計画はしていたものの、手をつけられずにいるということもあるそうです。反面、廃止になった施設、保有している土地を公共性の強い企業、地域活性化につながる団体に貸与している自治体もあるとのことでした。

市有物とはちょっと違いますが、市が仲介して補助金を出したり、空き家対策と結びつけるために移住者を呼び込む施策を行っている自治体があることは広く知られております。人口減少などが

進むことにより、地方自治体は財政運営が厳しくなっていくことは顕著で、自治体が保有する未利用の土地や廃止となった施設など、有効利用することが求められているのではないかと考えております。

令和9年度からむつ市公共施設等総合管理計画が第2期に入ろうかと予想されますので、何らかの措置が加わるかと予想されます。ここは一度大胆に直し、市有地及び市所有建造物の売却・有償貸与も取り込み、リセットしてはどうかと考えております。市長の考えをお伺いいたします。

2項目めの一次産業の振興を目的とした調査研究について質問いたします。少し受けよく、一次産業全般にわたり説明し、壇上での説明としたかったのですが、調べれば調べるほど水産業に関わるデータが少なく、事業や水揚げ、就労支援など、調べているうちにがっかりさせられる事業が多かったため、一次産業振興全体のことではありますが、事例は水産業を主に述べさせていただきます、質問させていただきます。

自然環境的、率直に言えば地球温暖化、異常気象の遠因により、農産物、水産物の収穫、漁獲が目に見えて減産しております。農産物は減収率がまだ少ないほうで、水産物においては、その現状が著しく顕著であります。

農産物の米に関しては、インバウンドとか、予想以上の需要があったとか、るる講釈をしておりますが、何ということはなく、減反という国家の大失策が原因で、政府はいろいろ言い訳をしておりますが、そんなことはばればれです。少し非を認めることがあればかわいげもありますが、いろんな理屈をつけて、謝ることや非を認めることができない役人に大変憤りを覚えております。

一次産業は、国民の生命の根幹である食物を供給し、日々の生活を支え、活力を生み出しております。俗に言う人間の5大欲は、睡眠欲、食欲、

財欲、色欲、名誉欲と言われておりますが、ここは諸説ありますので、意見が分かると困りますので、ハロルド・マズローの説を排除し、仏教の5大欲を引用させていただきました。

どんなに貧しても、困っていても、睡眠欲と食欲がなくなれば、人は死んでしまいます。あとの3大欲、すなわち財欲、色欲、名誉欲は生命には直結はいたしません。それだけ一次産業は大事なことであり、生活する上において大きな比重を占めていることと思われまます。

さきにも述べましたが、データが薄いので、数字や事例は示しにくいので、経験や皮膚感覚で議論していきたいと考えております。現状のままでいけば、一次産業の従事者はほとんどいなくなり、大変なことになりかねないと思われまます。

むつ市、下北、青森県には県立の研究機関が多々あり、国の機関でもある海洋研究開発機構むつ研究所も同時にあります。これを利用しない手はないと考えており、一次産業について根幹から科学的データベースを用いて今後のことを踏まえ、調査研究し、創造する新しい一次産業を目指すと考えておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、市有地及び市所有建造物の売却・有償貸与についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、一次産業の振興を目的とした調査研究についてのご質問にお答えいたします。一次産業である農業、林業、漁業等を振興するための調査研究は、地域経済の安定と成長を促進し、食料自給率の向上や環境保護にも寄与する重要な取組であ

ります。

まず、当市の農業につきましては、担い手不足や物価高騰に伴う農家の経営不振などが課題として挙げられますが、下北管内の各自治体や関係機関が集まり情報交換や意見交換を行い、現状の把握や課題の解決に努めているところであります。

また、毎年地方独立行政法人青森県産業技術センター農林総合研究所における研究成果発表会が開催されているほか、下北管内においては下北地域県民局地域農林水産部の主催により、夏秋イチゴやタラの芽の研修会が行われており、研究結果の共有や栽培技術の向上が図られております。

次に、林業につきましては、課題の一つとして伐採後の再造林率が低迷していることが挙げられます。再造林率の低迷の理由といたしましては、担い手不足や市場の木材価格の変動により収益性が不安定であること等、複数の要因が考えられます。このような課題について、青森県において自治体担当者や林業事業者等で構成された再造林推進協議会を県民局ごとに創設し、研修会等を通じて解決方法を研究しております。

具体的には、植栽後の草刈りの機械化による省力化及び低コスト化の検討や再造林重点推進地域を設定し、持続的な再造林を促すための検討を行っております。

また、デジタル技術の活用についても、各県民局にスマート林業コンソーシアムが創設されており、森林GISの活用や現地調査へのデジタル技術の導入等について研修を行い、デジタル技術者の育成を図っております。

次に、漁業につきましては、漁獲量の低迷や担い手不足等が課題として挙げられますが、県や関係団体が主催する漁業者や漁業協同組合、市町村職員を対象とした海洋環境や資源管理に関する研修会や稼げる漁業を目指した座談会等において情報交換や意見交換が行われており、現状の把握や

課題の解決に向けた取組がなされているところであります。

以上のことから、農業、林業、漁業、それぞれにおいて既に研究会等が設置されており、市といたしましては、今後も情報収集に努めるとともに、一次産業に従事する皆様と対話を重ねて情報共有するほか、国、県、大学等の関係機関と連携を図りながら、課題や問題点の解決に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 市有地及び市所有建造物の売却・有償貸与についてのご質問、現在市が所有している土地及び建造物を精査し、企業・個人を問わず希望者に売却・有償貸与してはどうかについてお答えいたします。

市では、行政財産としての当初の目的を廃止し、ほかの事業に活用が見込めない土地及び建物につきましては、むつ市有財産利活用基本方針に基づき、市が主体となって売却や貸与を進め、安定的な財源の確保に努めております。

また、主に未利用となっている市有財産につきましては、市民の皆様や民間事業者などの自由で創意工夫されたアイデアやノウハウを生かす民間主導のむつ市有財産利活用民間提案制度及びむつ市遊休資産トライアル・サウンディング事業により、市有財産の有効かつ適正な利活用の推進に努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） 答弁いただきました。では、順番どおり参りましょうか。

まず、財産の部分なのですがけれども、利活用に取り組んでいるということなのですがけれども、ちょっとホームページとかいろいろ探してあれしたのですがけれども、なかなかこういう部分がなくて、これは市の中だけで取り組んでいるものなのです

か、それとも全国的にこういう財産があるよ、利用しませんかという、ちょっと外側にもアピールしているものなのでしょうか、そこだけお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

市のホームページに基本方針並びにその他の取組等について広報させていただいておりますので、企業・個人等に対しまして、一応アピールさせていただいているということで認識をさせていただいております。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） すみません、佐賀、探せなかったみたいで、ちょっと残念ですけども。

今まで、ではそれで問合せとか、県内外を問わず、あったものが何件かあるのか。もしありましたら、お知らせ願いたいのですけれども。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

むつ市有財産利活用民間提案制度という制度がございますけれども、こちらにつきましては実績は、令和元年度から事業を始めておりますけれども、これまで5件の応募がございまして、そのうち2件を採用させていただいております。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） 5件応募があったということで、大変いいのですけれども。貸与というか、電信柱とかいっぱいあって貸与している部分、貸している部分、やりにくいのですけれども、売却できた部分ですとか、そういう部分というのがもしありましたら。

これと重複するかどうか分かりませんが、土地とか売却できた部分とかあれば、教えていただきたいのですけれども。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

先ほどの民間提案制度、令和元年度から事業を始めさせていただいておりますけれども、例えば旧角違小中学校につきましては、土地と建物、また旧脇野沢教員住宅、こちらのほうも売却させていただいておりますけれども、同じく土地、建物について売却をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） 分かりました、そうですね。

例えば一番学校が建物としては多いのかなと思うのですけれども、そうすると今度教育委員会に行ってしまうので、今回はそっちは置いておいて。

建物とかそういうのというのは、何か科学的根拠はないのですけれども、人が住まないと朽ちていくような気がして。総合計画から見ますと、例えば木造のものを解体すると。私見てちょっとびっくりしたのですけれども、平米当たり3万円と。ということは、1坪当たり掛ける3で9万円、約10万円近くのお金が必要になっていると。この金額というのは、全部入った、例えば解体するとして、答えられる範囲で結構なのですが、そのくらい、坪当たり10万円ぐらいかかってしまうということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

解体につきましては、その建物の構造等によって変わるかとは思いますが、やはりこの頃解体等の単価も上がっているということを実況把握をしておりますので、なるべくそのような解体をする前に、使える段階で市の施設を民間または個人のほうに売却または貸与できるよう努めているところでございます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） ありがとうございます。やっぱり下がることは、今むつ総合病院とか、みんな建物、構造物はそうなのですけれども、安くなる

ことはないのですよね。ただ、どうしても、特に木造のものになりますと、やはり危険も、ちょっとした今異常気象があって大変になってくると思いますので、おいおい少し壊せるものは壊すとか、少し減築というか、ちょっと直したりするとか、そういうふうにしたほうがいいのかと思われま

す。以前大畑の交番の隣をやっていただいて、ありがたいことに、うちの小屋までついでにやってもらったのですけれども。金額は払ったみたいで。そういうところがあれば、特にそういう小さいところなんかというのは、取り壊したり、更地にして少し皆さんにアピールするとかという考え方は、今後においてあるのか、最後にお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

なかなか市でも利用ができない、また民間のほうでもなかなか利用できなく、建物が老朽化してくるということでは、脇野沢地区にごさ

○議長（富岡幸夫） 19番。

いろいろ難しい部分もあるし、何せお金のかかることですから、はい、ほいとできないのはよくよく承知していますが、やはりそういうもの、なるべくだったら売れば面白いし、もっと言えば、木材というのは今お風呂屋さんとかいろいろ、ちょっとした工場で使っているところもありますので、あなた方、ここに来て勝手にやってくださいみたいな感じでもできればいいような活用の仕方をしていただきたいと思っております。

次に、ないことを、いっぱい資料を持ってきたのですけれども、一次産業の勉強会ということで、

県がやっているとかどうのこうのというのは先ほど市長から答弁いただきました。市長、違うのです。私が言っているのは、これむつ市でやろうぜということなのです。要は、県内といたって、見てください、あの地図。いっぱいあるのです、魚種もあるのです。昆布から沖合漁業まであるわけ

です。これ一緒にたにやったって、本当に全然アウトです。僕、少し長く関わらせてもらった経験上言いますけれども、漁師さんとか識者が集まるのです。稼げる漁業だよ、頑張りましょうねと。漁場の処理しましょうねと。どこかうまくいったところというのは、どれぐらいだと思いますか。1割か2割です。要はきっちりとした根幹から勉強すべきだと思っています。というのは、気象が変わったと。海水温が一、二度上がっているわけですよね。確かに温暖化ですよね。だったら、それに合ったやり方があるわけです。科学的にもいろんなものを分析して、ではどうするかと。そういう勉強会をやったほうが良いと思っております。

海洋研究開発機構もあります。これ潮の流れとか全部分かりますよね。産業技術センターもある。では、例えば今これ駄目だったら、こうしたほうが良いのではないかという次の手、その次の手を考えるために根幹から勉強する会を市でつくっていただきたいと、そう思っているのですが、途中経過、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 先ほど壇上で申し上げましたのは、県全体の研修会ということではなく、各県民局ごと、地域に応じた研究会が立ち上げられるということでございますので、ご理解いただきたいと思

います。もちろん市の研究会も検討していかなければいけないという思いがありまして、ただ申し上げておきたいのは、市に水産のプロがいるかと言われ

れば、なかなかそうではないと。県のほうは、水産事務所もありますので、水産の専門家が採用されて、常にどこかの県民局にいながらも水産の仕事に携わっている方が多いという観点から、県との連携を図りながら研究会を立ち上げている状況でありまして、そういった現状はお伝えしておきます。

佐賀議員おっしゃるとおり、市主導でということでございますけれども、そういう観点からいえば、やはりこれから大学との連携がスタートしようとしておりまして、東北大学さんとは農業の分野で連携しようというお話もありますけれども、やはり水産のまちでありますので、東北大学の研究者の中には水産をやっている方もいらっしゃいますし、先ほど来お話しいただいておりますJAMS TECもありますので、水産の研究家が、むつ市に関わる皆さんがいらっしゃいます。市としても市に知見がないからやらないということではなく、大学、国・県と連携しながら、今後もやってまいりたいと思いますし、研究会がかなりありまして、詳細は担当部長から答弁させますけれども、研究会だけでも10以上、水産だけでも立ち上がっていますので、研究会ばかりが立ち上がって話が進まないということにならないようにやってまいりたいと考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 今市長の答弁にございました実施状況なのですけれども、水産関係に関しまして申し上げますと、市町村と漁協と漁業者の方を参集範囲といたしました研修会につきましては1年に12回ほど、報告会も併せまして開催されているといった状況になってございます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） ありがとうございます。思ったとおりの答弁で、大変感謝いたします。

そもそも日本人というのは研究会とかに集まる

のが好きなのです。省庁でも地方自治体の法人でも見て下さいよ。天下りが行くところないから一緒に集まって、取りあえず集まっていれば何とかなる、チイチイパッパと。そうではなくて、市長、私が言っているのは、本当に根幹から。研究というのは、本当に研究するわけです。今言った漁協と、漁業者と集まったって、大した深みないのです。ただ、愚痴ですよ。「いや、餌取れないして、何とか補助金、役所からもらうように言ってくれじゃ」と。そのレベルですから。

そうではなくて、きっちり本当に生きるためにどうするのかと。科学的データベースをやって漁業者と話をして、ではどうするのだと。逆に漁業者が聞くぐらいのものでなくてはいけない。

本当は私、この質問するときいろいろ考えました。漁協だとか漁業者から出るのが筋の話なのです、本来は。チイチイパッパと集まるのではなくて。要は、それだけ体力がないのです、今。個人的には来ます、漁業者からも、佐賀さん、こういうネタどうだ、ああだと。ほとんどが養殖です。面白い。

この前も、とある一部上場の企業から来ています、今。この議会が終わってからお話ししますが、要は、いろんなスポンサーも交ぜた、そういう中で、本当にどういうものをつくっていくか。要は一番はっきり言ってしまえば、養殖の話なのです。地熱だつてある。これから漁協の合併だつてある。次の次を見据えた一次産業対策をやりたい。

まずこれが突破口で、本当に科学的にきっちりどうしたらいいのだと。もうイカなんて、5年平均して、最高時というか、5年前の18%しかないので。ホタテはそれなりにいいけれども、86%です。どうしましょう。この下北の、むつ市の主たる産業の水産物のイカとホタテがもうアウトです。タラは、118%で、少しいみたいですから、

助かっていますけれども。

本当に、市長、がつつりしたものを願っているのではないのです。要は、ちょっとした固まりと、やるロケーションをつくっていただきたい。そうすれば、誰か誘導してやりますから。本気の本気、大本気で勉強しなくては、死んでしまいます、漁業者は、本当に。

去年、おととしだって、大畑の業者見てくださいよ、自分のところで恐縮ですけども。もうほとんど廃業です。うまく借金残さないで廃業できたらまだいいほう。本当に物すごく大変だと思います。いま一度そういうのを踏まえてご検討いただきたいのですけれども、答弁よろしく願います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 日本人は研究会が好きだなという話を佐賀議員からいただきました。また、研究会をつくらなければならないのかと思いますけれども、とはいえ、まず1つだけ私が感じていることは、私も漁師町出身です、湾です。佐賀議員は外の海だと思いますけれども、漁師の皆さんがみんな餌代が欲しいとか、困っているとかということではなくて、やっぱりプライドを持って、今この漁業を何とかしようとしている方もいると。そのことは、ぜひご理解いただきたいと思ひますし、漁師の皆さんがそういうことをおっしゃっていることではなくて、何とか研究して、先ほど杉浦議員への答弁にもありましたけれども、漁師さんの中でも何か取り組んでいこう、みんなで研究会をつくって立ち上がっていこう、そういう研究会が立ち上がっているということで、本気でやっていないわけではないと。そういう方たちも本気でどうにかしようとして研究会を立ち上げてやっていると思ひます。

先ほど担当部長から答弁あったとおり、12回の研究会が何の意味もないことではないということ

だけはお伝えさせていただいて、加えて繰り返しになりますけれども、いわゆる研究者ということでもありますので、漁師さんだけではなくて、先ほど来申し上げている東北大学、旧帝大でございます。そういった研究者の方が実際に水産、特にイカはむつ市の沿岸だけの対策をしてイカが捕れるということではない、佐賀議員もご存じのとおり、そういうことでございます。むつ市だけの政策の中でイカが回復するような取組ではございませんので、県ないし国、そして東北大学の研究されている研究者の皆さんと、どうやったらこの地域の水産を守っていけるかということと一緒に考えていく協議会、研究会なのか協議会なのか分かりませんが、そういったことに向かって取り組んでまいりたいと思ひますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） そうですよ。少しエキサイトして言ったのですけれども。

先ほど杉浦議員の一般質問のときの答弁で、部長のほうから、水産業専門官ですか、その方というのはどういう経歴で、どういう感じで配置されたのか、それを再度教えていただきたいのですけれども。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 水産業専門官ですけども、県の水産事務所の所長を経験された方です。

以上になります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 大変申し訳ありませんでした。

経緯をお話し申し上げますと、先ほど来申し上げているとおり、当市の水産課の職員も、水産の大学を終えている職員もいますし、本気で地域の水産のことを考えていますけれども、先ほど私答弁したとおり、県には水産事務所もありますので、

水産の畑でずっと、県民局は替われど、県内の水産のことを仕事として、なりわいとして常にやっている方でございますので、私のほうから県のほうに、誰か優秀な人材がいて、下北の漁業、水産に詳しい方がいないかということをお打診をさせていただいて、ご紹介いただいたと。

今は当市の職員の水産への知識の向上も含め、先ほど担当部長の答弁、杉浦議員への答弁にありましたけれども、各漁協、漁師さんのところに毎日足しげく通って、地域の皆さんの声を拾っていただき、その活動を水産業専門官に担っていただいていますし、そこには職員もついて行って、実際の漁師の皆さんの声を市として拾う活動をさせていただいていますので、そういった経緯で水産業専門官を配置させていただいております。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） ありがとうございます。最初に聞いたときは、よくある一丁上がりみたいな感じだったのですけれども、やっぱり僕、こういう一次産業の方々というのは、学問的とか、偏差値が高い人が多いのですけれども、ただ中には無駄に偏差値だけ高い人も多々いるのですけれども、皮膚感覚である程度その産業を覚えなくてはいけないと。

昨日たまたま見たテレビがマグロの仕掛け人です。買参人です。その方が四十何年やっているそうです、学校も大した出ていないし。でも、見た瞬間に、もう分かるのだそうです、その皮膚感覚で。案の定当たると。ただ、確率的には8割程度だと言っていました。やっぱりそういう専門官的な方々ですとかがやって、本当にきちんといろいろなデータで、きちんとしたエビデンスがあるデータで、なおかつそれを持っていくというようなやり方をさせていただきたい。

というのは、本当に多分皆さんが思っているものの5倍ぐらい大変だと思います、今の水産の関

係というのは。なおかつ声が出ないというのは、もう体力がないのです、組合も。なくてなくて、赤字赤字で。ましてや大畑町漁協なんて、かなり非難ごうごうで、いろいろ言えばまずいので、大変ですけども、そういう中でやっていかなくてはいけない。

先般県の資料を見ましたら、県の水産物とか構造物とかいろいろつくった状況を見たら、150ページあるのです、それ、その冊子が。農業が90ページ、林業が36ページ、水産業が24ページです。ああ、悲しいこと。これぐらいのものしかやっていない。というのは、当然おかですから、建築物とか構造物とか、整備というのは、これはどうしても農業に関わるのは知っていますけれども、それではないのですよ。まずは、今これもたくさん県の、書いていますよね、水産基盤だとか、構築、環境整備だとか。ここではないのです、僕の言いたいのは。もっと根幹的なもの、本当に生態系なもの、自然なものから入っていったほうが、今そこからやるべきだと思うのですけれども、どうせまた「ご理解ください」と終わるのでしょうけれども、最後に1つだけ、市長、答弁お願いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まず肌感覚なのか、エビデンスなのか。エビデンスを大事にしてほしいということだと思うのですけれども、現状を少しでもお伝えさせていただきますと、やはり行政は肌感覚ではなかなか仕事はできませんので、しっかりとデータを取って、どういった対策をしていくかということを検討させていただいておりますけれども、偏差値とか、そういうのは全く気にしておりません。

大畑町漁協の水揚げの状況をお伝えさせていただきますと、令和元年、7億5,852万8,000円、これ1年間です。令和5年、6億3,774万6,000円、令和6年、7億9,856万9,000円と。令和元年、令

和5年を超えて、ここ令和に入ってから過去最高ということですので、現状としては漁獲数量は落ちているけれども、漁獲金額は上がっていると。単価が上がっていると。

そういう現状がありますので、そういったいわゆる佐賀議員がおっしゃるエビデンスをしっかりと捉えさせていただいて、どういった対策をしていけばいいのかというのをこれからはもちろん研究してまいりますし、先ほど来申し上げているとおり、全くやらないと言っていることではなくて、東北大学も含め、研究者の皆さんとしっかりとエビデンス、どういった対策をしていけばいいのかは研究機関の皆さんと共にやっていきたいと、そういうことでございますので、ご理解いただきたいと言ったのは、そういうことに取り組んでいきますという前向きな答弁でございますので、一切やらないといったことは発言しておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） ありがとうございます。どっちかという、こういう言い方なものですから、パワハラにならない程度に頑張らなくてはいけなけれども。

僕、平成7年から平成10年までちょっと漁協にお世話になった時期がありまして、水揚げがあまり……でもそのとき、18億円ぐらい揚げたのかな。なって、これではちょっとよろしくないということで、アワビの採捕だとか、密漁者をいっぱい捕まえてとか、あとは700万円かけて、国の補助をうまく使って、クリーニングしていただきました。これは、ちょっと前に亡くなったのですけれども、日本鯨類研究所の長崎福三先生という方がよく来たのですけれども、いろんな角度から見たのです、その漁業というものを。イワシが来る。鯨が食べる。では、こうやって食物連鎖からいったり、あとは面白い漁港がないかと、千葉県に面白い漁港

がありまして、漁業者全部組合員なのです。年中で、通年でお金をあげると。それは面白いところだとか、いろいろな工夫して。その成果が次の年、ちょっとこっちも全国まで営業しましたけれども、28億円です、水揚げ。どうでしょう。ちょっと威張ってしまいますけれども。ある程度のものやっつけていけば、営業もしながらとかやっつけていけば、その僕のいた3年間、ばっちりです。借金も5億幾ら払いましたし、たまたまかもしれません。やっぱりそういう根拠のものがいっぱいある、やっつけていくことが一番大事だと思っていますので、何とかひとつお願いを。お願いというか、要望とかと言えば、また怒られますので、そう考えていますので、やっていきたいと。

市長はやらないのですから、僕が仲間集めてちょっと試しにやってみますので、それで頑張りますので、よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎富岡直哉議員

○議長（富岡幸夫） 次は、富岡直哉議員の登壇を求めます。9番富岡直哉議員。

（9番 富岡直哉議員登壇）

○9番（富岡直哉） こんにちは。会派陸奥未来の富岡直哉でございます。昨年9月定例会終了後から行われてきた議場の改修工事が完了し、今定例

会からは試験運用の段階ではありますが、議会の様子がライブ配信されるようになりました。議場の雰囲気も一新され、これまでとは異なる新鮮な気持ちで、今この壇上に立っております。

さらに、映像配信の開始に伴い、議会の公式LINEやインスタグラムの運用も始まり、情報発信の強化が図られるなど、議会のDXも着実に進んでおります。これにより市民の皆様は、いつでも、どこからでも議会の様子を視聴できるようになり、議会へのアクセスが一層便利になりました。今後も引き続き議会の活動を、より多くの方々に知っていただけるよう、広報の充実に努めてまいりたいと考えております。

それでは、むつ市議会第263回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、質問の1項目め、中学校部活動の地域移行についてであります。この部活動の地域移行については、これまで野中議員が何度も取り上げ、鋭い視点により課題の解決に向けて議論を重ねてこられました。私自身も「むつ☆かつ」の活動を視察させていただく機会があり、この視察を通じて、さらに実情を理解し、改めてこの重要な課題に向き合う必要性を感じたところであります。

今回の視察は、県内の若手議員で組織される青森県若手議員ネットワークが1月に実施したものであり、その背景には県内の多くの自治体では部活動の地域移行が進んでいないという現状があります。幸いに、本市においては地域の皆様のご協力により、県内を先行する形で地域移行が進んでおりますが、視察を通じて指導者の確保の難しさ、生徒数が十分に確保されている学校では、地域移行の必要性を感じられにくいこと、さらに運営費等の予算の課題など、地域ごとに様々な問題があることが改めて浮き彫りとなり、視察に参加され

た議員の皆さんからも、進めたいが進まないという率直な意見が聞かれました。

一方で、国の方針では、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間と位置づけ、合同部活動や部活動指導員の配置、地域クラブ活動への移行など、各自治体に積極的な取組が求められております。本市においても、次年度から地域クラブへの完全移行が予定されており、今後の進め方が重要な局面を迎えております。

また、国の方針等が日々進展している中では、最近では「地域移行」という名称が「地域展開」へと変更される動きもあり、これは学校との対立を避け、より円滑に地域クラブ活動を推進するための変更とされております。

当市も新たなステップを迎えるに当たり、今後どのように進んでいくのか、慎重かつ的確な対応が求められております。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

1点目は、地域クラブへの完全移行に向けた進捗と課題について。

2点目は、「むつ☆かつ」以外の認定地域クラブへの対応について。

3点目は、今後目指すべき地域クラブの在り方についてお伺いいたします。

次は、質問の2項目め、むつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する条例についてであります。本条例は、むつ市に伝わる伝統行事や民俗芸能を次世代に継承し、発展させるための理念等を定め、地域の担い手の育成を進めることを目的として、昨年4月1日に施行されました。

人口減少が進む現代において、伝統文化の継承がますます困難になりつつある中、地域に誇りと愛着を持ち、歴史や文化を未来へとつないでいくための意義深い取組であると考えておりますが、私自身地域の伝統文化に携わる一人として、継承の難しさを日々痛感しております。

また、全国各地において長年続いてきた行事や民俗芸能も、担い手の減少や若年層の減少により存続が危ぶまれる状況に直面しており、むつ市もその例外ではありません。

かつては、当たり前を受け継がれてきた文化が、時代の変化とともに継続が難しくなっている現実を目の当たりにし、この課題にどう向き合い、どのように解決していくべきか、深く考えさせられることがあります。

伝統行事や民俗芸能は、その地域の歴史や文化を象徴するものであり、地域のアイデンティティを築くためには、これらの継承が不可欠であると考えております。これからの時代に向けて、地域の伝統文化をどのように継続的に継承していくかは、非常に大きな課題であり、さらに参加しやすい環境づくりが求められます。

条例施行から1年がたとうとしている今、市内の多くの地域では今年度の行事が終わり、次年度に向けた準備が進んでいることと思います。実効性のある条例として機能させるためには、これまでの実績をしっかりと検証し、次のステップに進むことが重要であると考えことから、1点目は、本条例の制定後、どのような変化が見られたのか。2点目は、効果・検証はどのように進めていくのかお伺いし、以上壇上からの質問といたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 富岡直哉議員の中学校部活動の地域移行についてのご質問の1点目、地域クラブへの完全移行に向けた進捗と課題についてお答えいたします。

令和5年度からスタートいたしました中学校部活動の地域移行は、現在2年目を迎えており、今年度も依然として部活動として行われている軟式野球、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、卓球、スキーを来年度地域移行し、令和

7年度当初には中学校の全ての部活動が地域クラブへ移行することとなります。

3年という短い期間で地域移行を完了できることは、生徒、保護者並びに学校、文化団体及びスポーツ団体等の関係機関の皆様方、そして議員各位のご理解とご協力のたまものであり、改めて深く感謝を申し上げます。

地域移行を進める中では、様々な課題が生じ、1つずつ解消しながら取り組んでいるところであります。

大きな課題としては、活動場所並びに生徒の移動手段の確保、そして生徒や保護者との信頼関係の構築が挙げられます。

一方で、このような課題以上に、アンケート結果から、多くの中学生が満足している状況が明らかになっており、学校部活動ではできないことが体験できるようになった、「むつ☆かつ」に行くのが楽しいといった非常にうれしい声をいただいております。

また、指導者の方々からは、地域の子どもたちに新しい体験をさせてあげたい、教員からは、業務の負担が軽くなったといった声も頂戴いたしており、引き続き地域の皆様方に喜んでいただけるクラブ運営を目指してまいります。

ご質問の2点目、認定地域クラブへの対応についてお答えいたします。地域移行において、地域の方々自分たちで立ち上げたクラブについて、むつ市地域文化・スポーツクラブでは、中学生の活動の受皿と認められる団体に対しまして、大会参加料と保険料の補助をいたしております。今年度は2団体から申請をいただいております。

また、来年度に向けては軟式野球、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニスで11団体ほどの設立の計画があるものと把握いたしております。

地域の方々が主体となってクラブが運営されることは、中学生の選択肢と活動の場が広がることにつながるものと考えておりますので、来年度からは、より活用しやすい補助制度に改正し、補助額も引き上げることを想定した予算書を本定例会において提出させていただいており、地域の皆様方が主体となったクラブ活動の活性化も図ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、今後目指すべき地域クラブの在り方についてであります。端的に申し上げますと、地域の実情に応じた持続可能なクラブであることではないかと考えております。これまで部活動は学校単位で全てを担ってまいりましたが、生徒数の減少を大きな要因として、その仕組みを維持することが極めて困難になり、地域移行が必要となりました。そして、行政が主体となって部活動と同じような環境を目指して取り組んできた中で、様々な課題に直面しており、今後持続可能な取組としていくためには、保護者、そして地域の皆様方から一層のご理解とご協力をいただきながら、魅力あるクラブ運営をしていくことが必要であると考えており、地域移行が完了した後の具体的な方向性につきましては、改めて関係機関の皆様方と協議をさせていただくとともに、企業の協力体制の可能性等も探りながら、持続可能な運営体制を構築してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、むつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する条例についてのご質問の1点目、本条例の制定後、どのような変化が見られたかについてお答えいたします。青森県の無形民俗文化財に指定されております田名部、川内、大畑及び脇野沢の山車行事は、本年度通常どおり開催され、伝統行事を観衆の皆様方にご披露できたことは、行事を継承してきた皆様方にとって感動的一幕であったことと思っております。

これらの山車行事関係者の方々をはじめとし、その他の多くの伝統行事及び民俗芸能に関わる方々から口々に、条例ができて励みになる等のお言葉を頂戴いたしており、条例制定により、伝統行事及び民俗芸能の継承発展の機運が大いに高まっているものと喜ばしく感じております。

また、各学校においては、児童・生徒に対し、地域行事への参加を促すとともに、登校日の調整や伝統行事や民俗芸能に関する学習を行う等のご対応をいただき、はやし方あるいは観衆として伝統文化ににぎわいをもたらす、その発展に貢献していただいております。

今後も各民俗芸能団体、市民の皆様方、そして事業者の方々が本条例の理念に照らした活動に取り組んでいただけるよう、支援してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、効果・検証はどのように進めていくのかについてお答えいたします。本条例は、いわゆる理念条例であることから、教育委員会といたしましては、本条例に定める市の役割をしっかりと果たし、理念の浸透、実現に努めてまいりたいと考えております。

また、その検証につきましては、関係各位から適宜適切にお話をお伺いするとともに、伝統文化の場に赴き、変容をしっかりと把握してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） それでは、順次再質問いたします。

まず、部活動の地域移行についての1点目、地域クラブへの完全移行に向けた進捗と課題についてであります。地域移行に当たって中体連の参加要件がどう改正されるかということが大きな課題であったものというふうに認識しております。

そこで、この大会参加要件等の懸念されていた

課題については、現時点において全て解消されたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

また、併せて中体連は今も学校単位の出場というようなのが基本的な考え方であるというふうに認識しておりますが、そもそも国で地域移行を推進している中で逆行しているのではないかなというふうに思っております、根本的に学校単位というような考え方を見直すべきではないのかなというふうに個人的に思っておりますが、この点についての教育長の所見についても併せてお伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

地域クラブが中体連の大会に参加する条件は、全国中学校体育連盟が基本的に定めており、各ブロック並びに都道府県中体連がそれを基本として独自に定める、そのようなシステムになっております。

令和7年度においては、全ての競技において地域クラブが出場できることになっておりますが、その条件は競技ごとに若干の違いがあります。地域クラブとして出場することが非常に厳しい競技もあることは事実であり、教育委員会としても下北地区中学校体育連盟とともに上部団体に規則の変更、緩和等を求めているし、そしてかなえていただいている部分もあります。

また、市内の各スポーツ協議会においては、中学生の大会出場機会をできるだけ増やすことができるよう、参加条件を見直して大会を開催していただいている、そうしたご配慮も賜っております。

地域クラブは、あくまで示された条件の中で中体連に参加することになりますが、関係機関の皆様方と情報を共有し、共に声を上げながら、地域のこどもたちにとってよりよい環境になるように努めてまいりたいと考えております。

そして、ご質問の中体連の規則の在り方に関し

てですが、最終的には議員ご指摘のとおり、国が進めている地域移行が完全になかった後は、そのようになるべきものであると考えております。そして、現状もそれが許される状況であるべきとは考えておりますが、しかしながら全国的に全ての市町村において地域移行が本市同様に進んでいるわけでもありませんので、そうした状況にあるが、中体連としても双方を見ながらそれぞれ規約を定めていると考えておりますので、現状同様に状況をしっかりと訴え、そしてこどもたちがしっかり活動の場を得られるような、そうした規則となるように訴えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） このような状況の中で、いまだに競技によっては出場制限をかけているというようなのは非常に残念でもありますし、疑問が残ります。

なぜ私がこの中体連の参加要件について確認したかといいますと、実際に昨年、市内の中学校に通う保護者の方から、一部の競技において、県の中体連の参加要件に縛りをかけられて大会に出場できなくなったというようなお話を伺いました。その内容は、市内の学校に通う生徒でも、下北地区を超えてほかの地区のクラブで頑張っている生徒もいますが、競技要綱では、他の地区の生徒の参加は認めないという内容の改正によって、これまで参加できていた大会に出場することができず、その生徒、さらにはこの改正によって人数等の関係で、そのチーム自体の出場する機会が奪われるところでありました。これまでの生徒の頑張りを打ち消すような行為であるなというふうに憤りすら感じております。

中体連は独立された別の組織でありますので、教育委員会が入って議論される機会というのはなかなかないというふうに認識しておりますが、現

状、いまだに出場が難しい競技もあるようですので、ぜひむつ市の子どもたちのために教育委員会としても声を上げていただきたいというふうに思っております。

そして次に、新年度からさらに競技数も増えるということで、指導者、そしてマネジャーの確保についても課題の一つであるのかなというふうに捉えております。今後においても、これまでの部活動を指導してきた中学校の先生の協力も一定数は必要ではないのかなというふうに思っておりますが、現在中学校の教員の何割程度が「むつ☆かつ」の指導に携わっているのかお伺いしたいと思います。

また、マネジャーにつきましては、今年度と新年度の状況はどのようになっているのか、それぞれお伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） お答えいたします。

まず、中学校教員の指導者の登録状況であります。今年度は21人、中学校教員の約14%の方に指導者としてご協力いただいております。

また、マネジャーにつきましては、現在16名の雇用をしておりますが、来年度はクラブ増設をするため、さらに増員したいと考えております。

こういった人材の協力というのは必要不可欠ですので、地域の皆様の力を借りながら、今後も「むつ☆かつ」の運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 分かりました。

次に、先ほどの質問の中で、中学校の先生の協力も一定数は必要ではないかと申し上げましたが、それはクラブと学校との連携体制にもつながってくるものだというふうに認識しております。実際に地域クラブと学校の連携体制は円滑に進んでいるのか、また地域移行に至った大きな要因と

して、教員の長時間労働を解消するものであったというふうに認識しておりますが、この点については実際に改善されているのかお伺いしたいと思います。

あわせて、クラブ活動と学校の連携という点で言いますと、現状中学校のテスト週間の日程が各学校ごとに結構幅のあるような日程というような設定になっておりますが、全て統一するのは現実的に難しいというのは重々理解しておりますが、今後はある程度の配慮が必要となってくるのではないのかなというふうに考えておりますが、その点についても併せてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

学校との連携は、円滑に進めさせていただいております。平素より「むつ☆かつ」の運営におきましては、常時学校と綿密な連携を取らせていただいております。一例を挙げれば、日々の活動において、活動場所を急遽変更する場合等は、学校内で校内放送により子どもたちに、その周知を図る、そうしたこともご協力をいただいております。

また、学校に「むつ☆かつ」の活動状況をお知らせし、地域移行前と同じように生徒を多面的に見てもらえるように、そのような配慮もいたしております。これも一例ではありますが、「むつ☆かつ」で入賞した、県大会に参加した、そうしたものが学校から出る通知票に記載されていて、そして学校との連携が確かめられて非常にうれしい、そういうお声を保護者から頂戴したこともあります。

また、教員の労働時間に関しましては、まず最初に申し上げなければなりません、「むつ☆かつ」の目的は子どもたちの可能性を尊重し、そして充実した活動を保障する、そのために行っております。また、それが実現した際には、ご指摘のとおり、中学校の教員の校務改善にも大きく資す

ることは当然ではありますが、その点についてお尋ねですので、お答えを申し上げたいと思います。

今年度は、全ての競技が部活動のままでもなければ、あるいは「むつ☆かつ」でもありません。混在をしております。また、学校によって、その混在の割合も様々であります。したがって、一概にこうであるということは申し上げにくいのですが、参考となる数字があります。令和2年度、本市中学校の教職員のいわゆる残業時間は75.1時間でした。それが今年度は年度途中ではありますが、50.3時間。時間にして24.8時間、そして割合にして33%が縮減されております。これは、大きな成果ではないかと考えております。しかも、その減少は、令和5年度、令和6年度と2か年にわたって15時間弱程度、1年間に少なくなっています。

しかしながら、途中で申し上げましたように、全てが「むつ☆かつ」によるものでは当然ないとも考えておりますし、学校ごと、「むつ☆かつ」以外にも小学校も中学校も校務改善に取り組んでいただいておりますので、直ちにこれをもって「むつ☆かつ」の成果大と申し上げることはできませんが、一定の方向性は私どもとしても把握しており、うれしく感じているところです。

また、現場の先生方からは、指導に専念できる、大会出場手続がなくなっただけでも大変助かる、そうした「むつ☆かつ」にご協力いただいている先生の声もあります。

学校行事の集約につきましては、学校の行事予定はあくまで各学校で地域の実情等も考慮しながら編成するものであり、当方として一律一塊に定めることは妥当ではないと考えております。しかしながら、そうした中であっても、私ども各学校で情報共有や意見交換をし、子どもたちにとって活動しやすい状況を構築できていることもお話しできるのではないのかなと考えております。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。教員の労働時間については、大きな成果が上げられているということはよく分かりました。

それで、今回クラブと学校の連携ということについては、私の強い思いもありまして、あえて再質問で伺いました。それは、以前小学校も同様に、学校から地域へ部活動を切り離したことに起因することなのですが、その際一部の学校においては連携がうまくいっているとは言い難いものであったというふうに私は思っております。

なぜそのように思っているかといいますと、詳細は差し控えますが、私自身前職はスポーツ関係団体に勤務していた関係で、学校とやり取りする機会が多々ありました。そして、そのやり取りは学校を通さなければいけない事案でありましたので、学校に連絡しましたが、「クラブ活動は学校外の活動なので、学校は関係ありません」というような耳を疑うような発言がありました。再度私は、「おたくの学校の児童のことですよ」と尋ねましたが、対応は変わりませんでした。これは、七、八年前の話になりますが、今考えても学校としては不誠実な対応であったというふうに私は思っております。事実として過去にこのようなことがありましたので、引き続き学校とは緊密な連携を取っていただくように切にお願いしたいと思います。

次に、これも完全移行に向けた重要な課題の一つであるというふうに思いますが、先ほどの点も踏まえまして、これまで部活動が担ってきた教育的意義については、当市においてはどのように継承発展させていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

これまで行われてきた学校部活動では、スポーツ並びに文化活動に共通の興味、関心を持つ生徒

が交流する、あるいはより高まりを目指して共に活動する、そうした中で楽しさや喜びを味わったり、学習意欲や体力の向上が見られるなど、人格の形成について一定の成果を上げてまいりました。特に本市におきましては、先生方も子どもたちも一生懸命頑張って、他地区以上にその成果は大きかったものと認識をいたしております。

そして、地域クラブに関わる関係者の方々には、こうした学校部活動の意義について正しく理解していただくことと併せ、指導観を変換し、考え方をアップデートさせることもお願いいたしております。生徒の価値観が、そして社会情勢も異なっております。そうした中で、新しい価値観の創造も大切であると考えている次第です。

様々な自治体の情報を集める中で、この新しい考え方を取り入れていくことの有無や理解の度合いにおいて、その後の地域移行の進み具合が全く異なるということも伺っております。そのような点からも、部活動が担ってきた意義を尊重しながら、ただそれだけにとらわれることなく、足元、実際に子どもたちが接する経験をしっかりと見据え、将来の子どもたちの生活の充実に資する、そのような取組をしまいいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。この部活動が担ってきた教育的意義の重要性については、実際に教員として部活動を指導してきた方で、現在も「むつ☆かつ」の指導者としてご協力いただいている方から、この点について、今後どのように担保していくかということが地域移行に当たって極めて大きな論点であるというようなお話を伺う機会がありました。

先ほど教育長からご答弁ありましたように、様々アップデートしながら、今後の取組につなげていただきたいというふうに思っております。

続きまして、2点目の「むつ☆かつ」以外の認定クラブへの対応についてであります。新年度は新たに11団体のクラブが設立されるということで、やはりそうなる課題となるのは練習場所の確保であるというふうに思っております。この点については、教育委員会として協力体制もしくは支援体制があれば教えていただければというふうに思っております。

また、以前野中議員の一般質問で、現状「むつ☆かつ」で運行しているバスについては、認定クラブの生徒は活動時間帯も違うので、利用するのはなかなか難しいというようなご答弁でありましたが、この件については新年度から何か進展はあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） まず、地域クラブへの支援についてお答えいたします。

各地域クラブの関係者の方々からは、活動場所の確保に配慮してほしいといった声をいただいております。教育委員会といたしましては、学校と協議し、学校体育施設開放事業において、一部を中学生を対象とするクラブ活動で優先的に使用できるように調整を図っているところでございます。

一般の利用希望者の方々にはご不便をおかけすることもあるかと思いますが、中学校部活動の地域移行は国が強く進めている取組でもありますことから、使用に制限が一定程度かかることにご理解を賜りたいと存じます。

また、バスの件であります。「むつ☆かつ」のバスは「むつ☆かつ」の参加生徒の人数を基にバスの大きさを決めて、遠方からの参加生徒にもできる限り配慮して運行経路と時間を設定しております。「むつ☆かつ」全体のクラブ運営に支障がなければ、地域クラブの方々にもバスを利用していただくことも可能かと考えておりますが、

来年度、令和7年度においては5月以降でなければ教育委員会としても「むつ☆かつ」の入会者数とバスの利用者数を正確に把握できませんので、一般のクラブの利用につきましては、「むつ☆かつ」の利用人数がある程度固まった時点で検討していきたいと考えておりますが、議員からもありましたように、活動時間等の違いもありますので、その辺はまずは要望を聞きながら対応していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） ちょっとバスの関係で1点確認いたしますが、「むつ☆かつ」のほうで独自でマイクロバスも所有していると思いますが、これは教育委員会として保有しているのか、それとも「むつ☆かつ」の団体として保有しているのか、その取扱いについてちょっと確認をさせていただければと思います。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 基本的には委託が大きいのですが、「むつ☆かつ」のクラブのほうでバスを所有している部分もございますし、不足の場合は市のバスも使うこともございます。

以上になります。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） このバスの問題、そして活動場所の確保については、引き続き前向きに検討をお願いしたいというふうに思っております。

次に、3点目の今後目指すべき地域クラブの在り方についてであります。今後児童・生徒数の減少、そして指導者の減少等を見据えて、スポーツ少年団等との連携も含めて視野に入れながら考えていかなければならないというふうに考えておりますが、まずはこの点についての見解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

現在の取組を進めていく中で、小学生も対象にさせていただきたいと、そのようなお声も頂戴いたしております。まずは、中学生の地域移行を確実に進め、指導者の確保や活動場所の課題等を解消しながら、その次の段階としてこうした課題にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 今後の展開については、完全移行を迎えたタイミングで様々な検討していかねばならないフェーズに入るかというふうに思いますが、この地域移行については、将来的に行政の手を離れて、地域で運営されていくのが地域移行の最終形態であるというふうに思っております。

また、この運営費についても企業等がスポンサーとして活動を支援していくというようなイメージを持っておりますが、市として予算措置等を含めてどのような将来像を描いているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

地域移行は、これまで学校が全てを担ってきた部活動、こうした枠組みが維持困難となり生じた取組であると考えております。生徒数の減少が大きな要因であり、しかしながら子どもたちの人格形成の責任を学校や教員に大きく依存してきた、こうした側面もあるものと理解しております。そのため、地域クラブが持続的に運営されていくためには、地域全体でこうした活動を支えていく、そうした必要があるものと認識をいたしております。もちろん市の財政的支援は必要であると考えておりますが、運営費については企業も支援を募るほか、指導者等の人的資源について、地域の皆様方、保護者の皆様方にもご協力をお願いする等、

いろいろな方策を探りながら、活動の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。

次に、下北の広域的な展開の考え方について、まちづくりの観点からも大きな影響があると思いますので、市長にお伺いしたいと思います。

今後の地域クラブの展開としては、下北全体で取組を視野に入れて進んでいかなければならないものだというふうに思っております。これについては、むつ市、そしてその他4町村は双方にとっていい側面を持つことになるのではないかなというふうに認識しております。

例えば当市にとっては指導者を他市町村からも確保できる、併せて大畑地区で新しい活動拠点ができる可能性があるなど、今以上に活動ができる可能性も出てくるというふうに感じておりますが、今後下北全域での連携については、現時点において市長はどのように考えているのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 先ほど来「むつ☆かつ」の活動につきましては、教育長及び教育委員会から答弁をさせていただいておりますけれども、当市におきましては令和7年度に地域移行が完了する見込みとなっている中で、行政が主体となった地域クラブであります「むつ☆かつ」以外にも一般の方が地域クラブを設立する動きが活発化してございます。

地域クラブは、地域の実情に合わせて持続可能な取組をしていくことが求められているものでありまして、まずは各市町村において実現できることに取り組んでいくことが望ましいと考えております。

その上で、下北地域全体での取組につきまして

は、今後の生徒数の減少を考えた場合、地域が一体となって進める必要があるものと認識してございまして、市町村間の情報共有を一層密にしながら、子どもたちの活動にとってよりよい環境を整えられるよう検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。この下北地区の連携ということについては、地域クラブの今後を見据えれば重要な部分になってくるというふうに思います。この点については、各地域の実情を踏まえてじっくりと検証、検討を重ねて「むつ☆かつ」の活動がさらに発展した取組となることを期待しております。

それから、もう少し「むつ☆かつ」については聞きたいことがあったのですが、大分時間も迫っておりますし、次回野中議員が質問するというのを小耳に挟みましたので、今日はこの程度で、次の項目に移りたいと思います。

次に、2項目めのむつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する条例についての1点目、本条例の制定後、どのような変化が見られたかについてであります。ご答弁では継承発展の機運が高まったということでありましたが、具体的に市民や学校、そして事業者等にはどのような周知をしてきたのか。

また、併せて主催する団体等にはどのようなお願いをしてきたのか、まずはこの点についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） お答えいたします。

まず、周知につきましては、条例を制定した際にホームページに掲載して周知を行っております。また、学校を含めた各団体の皆様には、機会があるたびにお話をして、理念条例でありますので、それぞれの理念を定めてあること、また、そ

れぞれ取り組むこと、市としては積極的に支援を行うことなどをお伝えしております。

以上になります。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 一般の市民に向けてはホームページでの周知ということで、ちょっとホームページだけでは弱いかなというふう感じたところでありまして。1年間で市民全体にこの条例が浸透したかといえば、まだだというふうに思います。ですので、新年度以降は、例えばあまり予算をかけずにポスターの作成などということもできると思いますので、もう少し踏み込んだ周知に期待したいというふうに考えております。

それで、実際に祭りに参加して役員等を担っている方などから、「条例が制定されて何か変化を感じたことはありますか」と伺ったところ、小・中学校については地域行事に配慮してくれているように感じているということでありました。

一方で、特に平日に開催している行事については、仕事を休めないなどあまり変化が見られなかったということでありました。

そこで、本条例では事業者が活動を支援するよう努めるものとするとしておりますが、具体的な協力の形が示されていないため、内容についてもう少し具体化する必要性を感じますが、その点についての見解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

本条例は、理念条例であるため、具体の取組を示すことを目的とはいたしておりません。事業者の皆様方におかれては、自らが考え、できる範囲で支援を行っていただくことが望ましいと考えております。その在り方についても、それぞれが実情に応じて工夫されることが肝要であると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 事業者が自ら考えるというようご答弁でありましたが、多分このままだと大きな変化は見られないのかなというふう感じております。この条例の意義をしっかりと果たす上でも具体化する必要性をすごく感じますので、ぜひこの点については検討をお願いしたいというふうに思っております。

次に、2点目の効果・検証はどのように進めていくのかについてであります。やはり効果・検証をする中で、今後の担い手不足への対応が大きなポイントになるものというふうに認識しております。

そこで、例えば若者の参加の推進、学校教育との連携、また外部人材の活用など、実際に担い手を増やしていく取組が必要であるというふうに考えますが、これから当市はどのような取組を進めていく予定であるのかお伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

担い手不足の問題は、一保存団体の課題ではなく、市全体の課題であるものと捉えております。難しい課題ではありますが、解決のキーワードは「郷土愛」ではないかと考えております。市内全小・中学校は、郷土を愛し、誇りに思う心を育てる、そうしたことを教育の目標の一つとして担っております。

各学校においては、その認識の下で工夫した取組をしていただいております。今年度の例を申し上げますと、大湊小学校では創立150周年記念式典中の事業で地域の皆様方に伝統行事を披露してくださいました。また、田名部中学校では、郷土愛の醸成を図ることを目的に、地域連携活動の中で生徒が主体的に考え、行動し、地域の行事に参加していると伺っております。

また、本条例においては、民俗芸能団体等の役割として担い手の育成に努めることが示されてお

ります。私どもといたしましても、各民俗芸能団体の取組を支援することで担い手不足解消に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。

次に、本条例の議案質疑の際にお聞きした経緯がありますが、伝統文化の継承に係る補助金や奨励金制度についての現時点での検討状況についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） お答えいたします。

現在教育委員会として補助金のような検討は行っておりませんが、そういった金銭面のご相談があった場合は、文化庁や民間団体の助成事業をご紹介しますご活用いただいております。

例を申しますと、令和6年度は文化庁の地域文化財総合活用推進事業を活用している団体が令和5年度の3団体から令和6年度は6団体と増加しております。さらに来年度の事業への要望はもう一団体増えて7団体と増えております。また、この補助事業は補助率が最高85%と高いことから、引き続きそういった制度をご紹介しますことで取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 市独自の補助金や奨励金制度については、まだ動きがないようではありますが、まずは過去にやっていて、復活しようとする団体を支援するようなところからでも補助金制度の検討にぜひ着手していただきたいというふうに思っております。

これ実際にある話なのですけれども、大湊のある地区において、約20年ぶりに若者たちがネプタを復活させようとしている動きがあります。ただ、20年ぶりの復活となりますと、ほぼ全てのものを改めて準備をし直さなければならず、予算的なと

ころが復活に向けた大きな壁となっております。ぜひこのような復活を目指す団体を支援するような体制づくりも早めに整えていただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、本条例において文献等の整備については、現状まだ明記されておられません。この文献等の整備についても、後世に伝えていく上で重要な位置づけであるというふうに認識しております。

また、現在のデジタル技術なども活用して整備していき、また条例の条文としても明記すべきだというふうに考えますが、その点についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

デジタル技術を活用した記録保存の必要性について、その必要性の重要性に関しては議員と全く同じ思いを抱いております。一方、具体的に記録、保存を考えた場合、各地域で継承されている民俗芸能や伝統行事のどの部分をどのように保存していくか、こうしたことを定めるのは、それぞれの主体である地域の皆様方や民俗芸能団体の主催者の方々であると考えております。

私どもといたしましては、それぞれの地域や民俗芸能団体が願う記録保存ができるように、相談や支援を強く行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。口伝に伝えられてきたこの歴史や文化というものも、文献として残っていないものも多々あるというふうに認識しております。ぜひこのような点も踏まえて、効果・検証も行った後に条例改正を行いまして、より精度を上げ、むつ市の伝統行事が後世へとしっかり受け継がれていく取組となることを願いまして、本日の私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（富岡幸夫） これで、富岡直哉議員の質問を終わります。

ここで、午後2時15分まで暫時休憩いたします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎工藤祥子議員

○議長（富岡幸夫） 次は、工藤祥子議員の登壇を求めます。4番工藤祥子議員。

（4番 工藤祥子議員登壇）

○4番（工藤祥子） 今定例会の一番最後になりました、日本共産党の工藤祥子です。むつ市議会第263回定例会に当たり、一般質問を行います。

1つ目の質問は、加齢による補聴器購入助成についてです。加齢性難聴とは、加齢に伴い音を感じる部位に障がいが起こり、聴力の低下によって発生する障がいで、40代から始まり、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われています。こうした難聴の影響は、危険の察知や家族や友人とのコミュニケーションがうまくいけなくなるとともに、孤立、鬱病の発症リスクを大きくするとも言われます。しかし、補聴器は片耳で平均価格が15万円以上と高額であり、保険適用がないため、全額個人負担です。経済的負担軽減することが求められています。

今から4年ほど前、2020年12月、むつ市議会に青森県年金者組合より、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書が提出されました。私も含む4人が紹介議員となり、むつ市議会に議員提出議案として提出しました。この意見書に佐藤武議員が賛成討論を行い、不採択となったという経過があります。

国に補助を求めるとこの請願に賛成したのは4人のみでした。17人の反対で不採択になりました。このとき県内40自治体の中で、この意見書が採択されたのは18自治体だということを後ほど知りました。

むつ市は、障がい者を対象にした事業として、聴覚障がい者に費用を支給していますが、加齢性難聴への助成はありません。つまり中等度以下の市民には助成がありません。

しかし、近年、この事業に取り組む自治体は急激に増加しています。県内では9市町村が開始済み、実施予定は1自治体です。昨年8月に事業を開始した弘前市では、5か月弱で申請が100件あったと報じられていました。全国では390自治体、22.3%のようです。これより増えているかもしれません。

補聴器の普及は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、健康寿命を延ばし、医療費の抑制にもつながるものと考えられています。補聴器相談医師等の認定の下、進められていますが、助成額は自治体ごとに異なっています。調整費用の助成も併せて支援しているところもあります。

自治体により支給額は異なります。助成額の金額もいろいろですが、足を踏み出しています。高齢化社会に突入している今日、むつ市もこの事業に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目として、こどもの貧困対策について質問します。2019年の6月定例会でも同様の質問を行いました。そのときは、前年に行われた青森県による初めてのこどもの生活実態調査の公表を受けての質問でした。このとき同時に市町村による計画策定が努力義務化され、むつ市でも2021年にアンケート調査を行い、翌年2022年にむつ市子どもの貧困対策推進計画を策定しています。

青森県の調査では、こどもの貧困は様々な要因

が複合的につながると言われていることから、多面的に把握するために3つの要素を設定しています。

1つは、所得が国民生活基礎調査の貧困線の基準を下回る世帯、2つ目は、公共料金や家賃等の生活費が経済的理由で払えなかった経験、3つ目は、毎月小遣いを渡す、自分の机がある等の体験や所有物の欠如、この3要素で質問し、該当項目の数で2つ以上が困窮家庭、1つが周辺家庭、ゼロが一般家庭と分類しています。その結果、困窮家庭は13.2%、周辺家庭は18.2%、一般家庭は59%、無回答9.6%としています。

注目されるのは困窮家庭で、生活面で過去1年間に金銭的理由で食料品を買えなかった、時々、まれにを含むと答えた世帯が7割、子どもを医療機関に受診させる必要性を感じながらもできなかったという世帯が26.8%という回答があったということです。

国の法律の改正を受け県は、これまでの見直しを受け、青森県は第2次子どもの貧困対策推進計画策定と動きが進んでいます。

このような情勢の中、むつ市も調査に踏み出しました。2021年のむつ市のアンケート調査によりますと、保護者への暮らしの状況を問う中で、やや苦しい、大変苦しいを合わせると3分の1以上が暮らしの苦しさを感じているという結果でした。また、子どもの将来のことについての伺いでは、子どもの理想的な教育段階は大学またはそれ以上が69.7%と高いものの、現実的な段階と異なる人は44.3%も見られるという結果が出ています。

また、むつ市のアンケートで注目したことは、児童扶養手当、就学援助制度などの支援制度を利用したことがないが多いのですが、利用したいと思ったことがないという回答でした。

翌年2022年に策定されたむつ市子どもの貧困対

策推進計画は、2026年までの計画ですが、策定に当たって次のように書いています。「地域のタカラである子どもたちが、生まれ育った環境によりその将来が左右されることのないように、そして、子どもたちが持つ可能性を最大限発揮し、自身の夢や希望、望むべき姿に向かい取り組んでいけるようにサポートしていくことが私たちの重要な役割であると思います」と述べ、基本理念を「すべての子どもの夢と希望を叶えよう」とうたっています。

子どもを取り巻く前向きな流れが起きている今日、以下についてお聞きいたします。

1、法律に基づくこれまでの取組についてをお知らせください。

2つ目、昨年、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正されましたが、それを踏まえてどのように取り組んでいくのかお聞きいたします。

3つ目、様々な支援があると思いますが、その1つとして、むつ市の教育支援につながる就学援助制度等の充実について伺います。

以上が壇上からの発言です。ご答弁、よろしくお聞きいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、加齢による補聴器購入費助成についてのご質問は、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、子どもの貧困対策についてのご質問の1点目及び2点目につきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。

市では、令和4年3月にむつ市子どもの貧困対策推進計画を策定し、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安

定と向上に資するための就労の支援、経済的支援の4つを基本方針の柱として、多岐にわたる取組の推進状況を確認しながら、対策を進めているところでございます。

また、子育てに関する総合相談窓口として子どもみらい部に設置しておりますSmile Kids Officeにっこりっこにおいて、市民の皆様の相談内容に応じ、利用できる制度や関係部署及び関係団体の取組についてご案内し、支援につなげております。

令和6年9月25日施行の子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律では、法律の名称が「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、こどもが貧困により権利や利益を侵害されたり、社会から孤立することがないように、現在の貧困の解消と将来の貧困の防止に向けた対策を総合的に推進するため、目的や基本理念の充実等が盛り込まれております。

市では、こどもの権利を守り、健やかな成長を地域全体で支えていくため、令和6年4月にむつ市こどもの笑顔まんなか条例を施行いたしました。こどもの権利相談窓口やこどもオンブズパーソンを設置し、こどもに優しいまちを目指して取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、関係機関と連携し、こどもの権利擁護の取組を進めるとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のさらなる充実を図ることにより、こどもの貧困の解消につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、就学援助制度等の充実につきましては、教育委員会からの答弁となります。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 工藤議員のこどもの貧困対策についてのご質問の3点目、就学援助制度等の充実についてお答えいたします。

就学援助制度のうち、準要保護者に対する認定基準、援助項目及び支給額は国の基準がなく、市の裁量により定めることとなっております。詳細を公開していない自治体、また他の制度により補完している自治体等があるため、就学援助制度のみで単純に比較することはできませんが、本市では住民税所得割非課税世帯に加え、失業中の世帯や保護者がけがや病気で働けなくなった世帯を対象に支援しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、就学援助制度の在り方につきましては、児童・生徒を取り巻く状況を注視しつつ、物価高騰などの社会状況を考慮し、経済的な理由によって就学が困難になるといったことがないように、調査研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（齊藤洋一） 加齢による補聴器購入費助成についてのご質問、市も助成事業に踏み出すべきについてお答えいたします。

難聴は重度、高度、中等度、軽度の4つに分類され、そのうち重度及び高度の難聴で身体障害者手帳の対象となる場合や、18歳未満で中等度及び軽度の難聴である場合は、補聴器の購入費に対する支援制度があります。

これに対し、中等度及び軽度の18歳以上の成人に対しては、補聴器購入に係る補助制度がなく、そのため令和5年度に成人の軽度、中等度の難聴者への補聴器購入費の支援について日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会青森県地方部会等から要望を受けたところであります。

近年は、難聴が認知症発症に関係しているとの

研究結果もあり、軽度、中等度難聴への対応は国の政策の中で行われるべきものと考えておりますが、一方で公的な支援の取組を始める自治体が増えてきていることも認識しております。そのため、加齢により軽度、中等度の難聴となる方が増加すると言われておりますことから、65歳以上の軽度、中等度難聴の方を対象として支援制度の調査研究に努めているところであり、現状といたしましては、どの程度の聴力レベルから助成の対象とすべきか、どの程度の利用者が見込まれるか、本人負担額と助成額のバランスはどうあるべきか、またその財源をどのように確保するかなどが課題となっているところでございます。

今後におきましても、国・県の動向も注視しつつ、調査研究を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 補聴器については、研究していきたいというふうな、今前向きな答弁をいただいて、注目していきたいと思っています。

この補聴器助成ということでは、先ほどおっしゃいましたけれども、認知症との関連リスクがあるということは、ますますそういう認識が深まってきた、全国で本当に大きなうねりとなって、今加齢性難聴に対する助成が増えてきている、こういう中で何とかむつ市でもやっていただきたいという思いで今質問しました。

以前の意見書が不採択になったということで、市民の意向、または市議会の意向がこのむつ市の助成をストップさせているような状況が生まれていけば、本当にいけないことだと思って、改めて全国の大きな前進ということを強調して、何とかむつ市でも進めていただきたい、このように思って今回改めて質問いたしました。

補聴器の補助に対しては、それこそ支援はないのですけれども、来年度の国の予算の中では、次

のように書いている新聞を見つけました。「難聴高齢者の早期対応や普及啓発など推進的に取り組んでいる自治体に対して交付金を充てます」、だから補聴器そのものに対しては、はっきりと助成をするという国の答弁ではないのですけれども、国の交付金は補聴器購入時だけではなく、定期的な調整費用や補聴器による社会参加率の調査費用に使えるのかという質問に対して、補聴器だけではなく、自治体によって重要な部門に交付金を活用してほしい、このような発言が新聞で報道されています。

国の支援も少しずつ前進している、こういう中で、何とかむつ市も加齢性難聴に対する支援を早く実現していただきたいと思っています。

これは、多くの高齢者の方の願いです。もう75歳を過ぎると、半分以上がということで、私も立派な高齢者です。私自身も本当にすぐそうなるかもしれない。私の夫は年下ですけれども、既に補聴器をつけております。30万円近い多額のお金で頑張って補聴器をつけて、そして勉強会に行くとき、人と会うときにつけています。やはりこういうふうな生活の質を落とさないで、多くのところに参加をして、そして自分でますます勉強していく、高齢者の生活の質を上げていく、落とさない、そういう中では本当に必要な助成だと思いますので、より早い実現を強調しまして、この質問を終わりたいと思います。

次は、こどもの貧困対策についてです。貧困対策といっても、様々な支援があると思いますが、あまり広くなると、なかなか私自身も整理できないので、教育支援、就学援助制度ということに絞って行いたいと思っています。

就学援助制度ということで、生活保護を受けている方については、国が2分の1国庫補助を出して実現するという制度です。そして、準要保護者に対しては、要保護者に準ずる程度に困窮してい

ると認める者、それが認定基準になっています。
認定基準について、改めて答弁をお願いいたします。
す。準要保護者の認定基準です。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） お答えいたします。先ほどの教育長答弁と重なりますことをご容赦いただきたいと思ひます。

準要保護につきましては、住民税所得割非課税世帯を対象としておりまして、加えて失業中の世帯や保護者がけがや病気で働けなくなった世帯も対象にしております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） これは、各自治体でばらばらだということを知りました。むつ市の裁量で、この認定基準が設けられていると思うのですが、準要保護者の認定基準、このことが本当に、就学援助制度を知って申請したけれども、認定に合わなかったということで、受けられなかったという保護者の声も聞いていますが、この認定基準について、改めてむつ市の考え方ということを知りたいのですが。ほかのほうでは、この認定基準を生活保護者の1.5倍にしているというところもあるのですが、むつ市はこのような認定基準にしているという客観的な考え方というものをお知らせいただけないでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） お答えいたします。

就学援助制度につきましては、平成17年度に国庫補助が廃止され、それまで一律であった準要保護者と認定基準が市町村の裁量となったものでございます。むつ市では、平成19年度に独自の要綱を制定し、基準を定めておりますが、その際は住民税非課税世帯という方々を生活困窮者の対象としたという考え方に基づいて、現在もその考えを継続しているところでございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 分かりました。これは、市の裁量ということで、住民税非課税の方が準要保護者になっているというのがむつ市の基準です。しかし、国のほうでは2005年にこの国の補助、2分の1の補助を削ってしまいました。そして、自治体の単独事業ということにしてしまって、もっともっと自治体で広げていただきたいという思いがある中、このような国の後退ということで、なかなか市の裁量で対象者を広げるとことは難しくなったのかなと私独自に考えています。

そして、この就学援助制度を利用している数なのですけれども、2018年度の段階では、むつ市の利用者が13.27%、県は18.66%、国では15.43%とむつ市の利用者が本当に少ないです。だから、これはむつ市だけが本当に恵まれているということとはなかなか考えられないと思うのです。それが、このような結果が出たということは、まだまだ周知されていないのかなと私は勝手に思っているのですけれども。

小学校に入るときに、皆さんに文書を渡すということは、私教育委員会のほうから確認しました。そして、2023年の数値を私改めてお聞きしたいのですが、2023年は国のほうの利用者が13.71%、そして県のほうでは……間違いました、国が15.43%、そして県のほうが18.6%、そしてむつ市が13.23%なのですけれども、令和5年度の数値はどうなっていますでしょうか。一番新しい数値だと思ひますが、お知らせください。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） お答えいたします。

就学援助率は、児童・生徒数に対する就学援助を受けている児童・生徒数の割合となりますが、令和5年度におきまして、全国では13.66%、青森県では16.09%、むつ市は12.42%となっております。

ます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 数字、ありがとうございます。やはりむつ市が少ないということは、どのように考えていますでしょうか。県とか国が多くて、むつ市が少ないということは、周知はこどもたちに全部しているということを伺いましたけれども、利用者が少ないという分析等は考えたことはあるのでしょうか。

まだまだきちんとした回答をいただけないと思いますけれども、どういうことが予想されるのかということをお答え願います。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） お答えいたします。

まず、先ほど述べました数字は、結果としてそういったことだったかと認識しております。周知につきましても、全てのご家庭に文書によって周知しておりまして、申請いただいて、対象となる方には全て支援できているものと考えております。

あと対象者、先ほど議員のほうからも、それぞれ自治体で違うということをご指摘いただきましたけれども、その全国や県と違う率ということは、そういったことも影響しているのかなと思います。例えば令和6年度の10月からは給食費無償化制度を行っておりまして、これも就学援助制度の中に入っている項目の一つでございますが、県の補助金の不足分を市が一般財源で補填する形で実施しておりますし、その他子育て全般、教育委員会の立場でなかなか申し上げにくいのですが、いろんな事業を行っておりますので、そういった中で就学援助制度だけの率を見ると、確かに低いかもかもしれませんが、必要な支援は届いていると思いますし、さらなる支援というのは今後検討してまいります。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 私の周りにも本当に若い方がいなくなって、昨日、おととい、若い方を何とか見つけて話を聞きたいと思って質問したりなんかしたのですけれども、「就学援助制度のことを知っていますか」と言ったら、知っているということはしゃべってくれたのですけれども、なかなか詳しいことまでは分からないという、そういう私は感想を持ちました。これは、認定基準が市の裁量ということで、この認定基準とも関係しているのかなという私の勝手な予想ですけれども、こういう感じも持ちました。

そして、私前に取り上げたときは、経済的に困りの方は、この就学援助制度を利用してくださいという文書、これは受けるほうにとっては、ちゅうちょするような中身なので、この文章を変えていただきたいという、私はそういう要望をしまして、令和7年度の案内には、もう本当に客観的な説明が書いていますけれども、もう少し温かみのある、父母の皆さんの教育に対して援助する制度だということをもう少し付け加えていただきたいなという思いは持ったのですけれども、まずそれはそれで客観的なことで書くべきことはちゃんと書かれていますので、言いません。

ただ、もう一つお聞きしたいことは、市の裁量は認定基準のほかに支援項目というのがあります。そして、文部科学省が基準としている支援項目の中には14項目示されているのですけれども、むつ市のほうの支援項目と比べてみますと、文部科学省の項目の中にあって、むつ市にはないものがあります。クラブ活動費、PTA会費、生徒会費、卒業アルバム費、体育実技用具費、オンライン学習通信費、これがむつ市の支援項目の中に入っていないのです。これも確かにむつ市の裁量で決めるということになってはいますけれども、この中身をもう少し増やしていただきたい、充実させていただきたいということに対してどのように

お考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 支援の項目ですが、おっしゃっているように入っていない部分もありますが、この制度をつくる時に当時検討して、受益者負担の観点等様々考えて、現在の項目になっていると理解しております。

こういう支援制度は、就学援助制度に限らず、どこかでやっぱり線引きというものは必要かと考えておりますし、予算も当然伴うものですから、議員のご意見は承りながら、今後よりよい支援の制度設計に努めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 確かに周知はしているということでしたけれども、この制度、推進計画の制度、今の国のほうではもっと踏み込んで、解消制度ということで今皆さんに示していますけれども、こどもを持つ家庭の教育支援ということではもっともっと分かりやすく示していただきたいなという思いで今回質問しました。

それから、もともとこの就学援助制度というのは、学校教育法第19条「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」、それから憲法第26条、「義務教育は、これを無償とする」、この制度に支えられての就学援助制度なのです。そこが国の教育費の予算の後退によって、何かちょっと薄れてきているような、そういう気がします。もっともこの原則に立って、むつ市でも進めていただきたいなと思っています。

そして、特にこどもの貧困の解消に向けたというこの新しい制度の中で、その目的第1条に、もっとこの制度の中身が詳しく書いてあります。それこそ就学援助制度等を含めてこどもたちの支援を学校教育法、それから憲法にのっかって、そし

て支援していただきたいという文言が追加されています。この精神を踏まえて、手を尽くすところには手を尽くして、もっともっと教育支援に取り組んでいただきたいという、そういう思いで今回質問いたしました。

国の状況を見ますと、本当は共産党だからあまり言いたくないのですけれども、でも共産党の議員として私は言いたいのですけれども、2025年度の国の予算を見ますと、防衛費が8兆円以上に膨らんできている。これは、文教予算の2倍になっているのです。やはり日本の教育への公的支援をもっともっと増やしていただきたい、このような思いで質問いたしました。どうか現場の皆さん、頑張ってくださいと思っています。

短いのですけれども、これで終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月4日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よつて、そのように決定いたしました。

なお、3月5日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時52分 散会